



ものであります。

本案は、去る二月二十一日参議院から送付され、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、三月十日大河原農林水

産大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十四日に質疑を行いました。

本案は、質疑終局後、討論を行い、採決の結果、本案は多数をもって可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

次に、農林水産委員長提出、山村振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

山村振興法は、昭和四十年に制定され、その後、数次にわたる改正を経て今日に至っておりますが、本案は、昨今の山村をめぐる厳しい状況並びに山村が果たしている重要な役割に対する国民の期待の高まりにかんがみ、本年三月三十一日をもって期限切れとなる法律の有効期限を十年間延長いたしますとともに、認定法人である山村の第三セクターが行う事業に、都市との地域間交流に関する事業を追加する等、山村振興対策の一層の充実を図ろうとするものであります。

本案は、去る三月十四日農林水産委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とともに採決いたしました。何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さん起立す。

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さん起立す。

を求めます。

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

め、共済組合が行う短期給付の事業として、給与の百分の二十五相当額を支給する育児休業手当金の制度を創設することとともに、地方議会議員の退職年金の支給開始年齢を六十歳から六十五歳に段階的に引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

本案は、二月十七日本委員会に付託され、三月十日野中自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、去る十四日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、日程第四につき採決いたします。

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

次に、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さん起立を求めます。

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

次に、日程第六につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さん起立を求めます。

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

官報 (号外)

半島振興法は、三方を海に囲まれるなど国土資源の利用の面における制約から、産業基盤、交通基盤等の整備の面で他の地域に比較して低位にある半島地域の振興を図るために、建設委員長提案により、昭和六十年六月、十年間の时限法として制定されたものであります。

本法に基づく各種の施策により各分野で着実に成果を上げてまいりましたが、依然として、人口の減少、高齢化の進展、所得水準の格差などの課題を抱えております。その一方で、半島地域は、豊かな自然環境や農林水産資源に恵まれるなど、地域の特性を生かした発展に向けての大きな可能性を秘めております。

このようない観点から、本案は、現行の半島振興法の有効期限をさらに十年間延長して平成十七年三月三十一日までとするとともに、半島振興計画の内容を拡充し、あわせて、情報の流通と通信体系、高齢者福祉、地域文化等に関する規定の新設等を行おうとするものであります。

以上が、本案の提案の趣旨であります。  
なお、成案決定の際に内閣の意見を求めましたところ、特に異存はないとの意が表されました。  
何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、河川法の一部を改正する法律案につきまして、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、適正かつ合理的な土地利用を確保しつつ、河川の整備及び河川管理の適正化を図るために、河川立体区域制度を創設するとともに、河川区域内における車両、船舶等の違法放置物件に対する処理の手続を設けようとするものであります。

本案は、去る三月三日本委員会に付託され、三月八日野坂建設大臣から提案理由の説明を聴取し、三月十五日質疑を終了、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第八につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第九につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第十につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

〔金子原二郎君登壇〕

○金子原二郎君 ただいま議題となりました両案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣言及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、阪神・淡路大震災の被害の状況にかんがみ、同震災による被害により債務超過となつた法人に対しても、破産の宣告をすることができないこととするものであり、また、同震災の発生の日に大阪府及び兵庫県の区域内に登記された本店が所在していた株式会社等については、最低資本金制度の適用についての猶予期間を一年間延長することとするものであります。

次に、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、阪神・淡路大震災による区分所有建物の被害の状況等にかんがみ、政令で定める大規模な災害により区分所有建物の全部が滅失した場合には、その敷地共有者等の五分の四以上の多数で建物を再建する旨の決議をすることができるこ

とをする等のものであります。

委員会においては、両案を一括して議題とし、去る十五日前田法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行った結果、両案はいずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第九 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

日程第十 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機関法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

日程第十一 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機関法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

日程第十二 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機関法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

日程第十三 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

日程第十四 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機関法の一部を改正する法律案及び同報告書

日程第十五 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機関法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

日程第十六 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

日程第十七 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機関法の一部を改正する法律案及び同報告書

日程第十八 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機関法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

日程第十九 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

日程第二十 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機関法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

日程第二十一 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

日程第二十二 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機関法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

日程第二十三 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

日程第二十四 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機関法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

日程第二十五 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

日程第二十六 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

日程第二十七 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

日程第二十八 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

日程第二十九 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書





刑法の一部を改正する法律案についての前田法務大臣の趣旨説明 刑法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する倉田栄喜

報恩という自然的情愛ないし普遍的倫理の維持尊重の観点のみをもつてしては、これにつき十分納得すべき説明がつきかねるところであり、合理的根拠に基づく差別的取扱いとして正当化することはとうていできない」と判示しているのであります。

しまったところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(土井たか子君) この際、内閣提出、刑法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣前田勲男さん。

○國務大臣(前田勲男君) 刑法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたしました。

現行刑法は、明治四十年に制定された法律であります。今日までに十回余の一部改正がなされたものの、法文は当初のままの片仮名まじりの漢文調の古い文体である上、難解な用字用語が少なくありません。そのため、かねてから、一般国民が法文を読んで内容を十分に理解することが困難であるとの指摘があつたところであります。加えて、第二十回国会で成立した罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の審議に際しましても、刑罰法令の現代用語化について政府は努力すべきである旨求められたところであります。このようしたことから、国民の日常生活に深いかかわり合いを持つ法律である刑法の表記を平易化し、国民にわかりやすくすることは、早急に取り組むべき課題となつているものと認められます。

この法律案は、以上のような事情を考慮いたします。

まして、刑法の表記を現代用語化して平易化し、あわせて刑罰の適正化を図るために必要な改正を行ふこととしております。

改正の要点は、次の二点であります。

その第一は、刑法の表記を平易化することであります。

刑法の表記の平易化が緊急の課題となつております。

その二は、尊属加重規定の削除であります。

尊属殺人に関する刑法第二百条につきましては、昭和四十八年四月四日、最高裁判所において違憲の判断がなされているところであり、今回の改正に当たり違憲状態を解消する必要がありますが、事案の実態や違憲判決後約二十二年にわたり通常殺人の規定が適用され、被害者が尊属である事情を踏まえ、事案に即して科刑が行われてきていた実情にかんがみ、これを削除することとし、これとの均衡等を考慮し、尊属傷害致死、尊属遺棄及び尊属逮捕監禁についてもあわせて削除して、通常の傷害致死等の規定によることとしておりまます。

現行刑法第二百条の「自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス」という

○倉田栄喜君 登壇

○倉田栄喜君 私は、新進党を代表いたしまし

て、ただいま議題になりました刑法の一部を改正する法律案につきまして、總理並びに法務大臣に質問いたします。

倉田栄喜さん。

○倉田栄喜君 登壇

○倉田栄喜君 私は、新進党を代表いたしまし

て、ただいま議題になりました刑法の一部を改正する法律案につきまして、總理並びに法務大臣に質問いたします。

○倉田栄喜君 登壇

○倉田栄喜君 登壇</p

官報 (号外)

あって、決して法律をもって強制されたり、特に厳しい刑罰を科すことによって遵守させようとするべきものではないという立場をとりますから、今回の法案が尊属加重規定をすべて削除した立場を妥当と考えます。

しかし一方で、これと異なる世界観、すなわち、親は社会的にも子の行為につき法律上、道義上の責任を負うのであって、親に対する尊重・報恩は社会生活上の基本的道義というべく、このような自然的情愛なしし普遍的倫理の維持は刑法上の保護に値するものであると言わなければならぬという立場も、強い説得力をもつて存在するのであります。

そこで、総理にお尋ねいたします。

総理は、この二つの世界観、法律観のうちどちらの世界観、法律観に立たれるのでしょうか。子の親に対する尊重・報恩は刑法でもって保護されるべきでしょうか。そして、法律と道徳の関係をどのようにお考えになつておられるのでしょうか。

総理の御所見を伺います。

今回の改正が、違憲状態の解消という枠を超えて、尊属加重規定を全面削除したとしても、それは子の親に対する尊重・報恩の心を否定するものではないことは当然であります。

しかし、ともすれば、全面削除という改正の結果が、昭和二十五年の最高裁判決の指摘するようないことであつてもならないと思います。すなわち、一十五年の最高裁判決は「子の親に対する道徳をとくに重視する道徳を以て封建的、反民主主義的と断定したことは、これ親子の間の自然的関係を、新憲法の下において否定せられたところの、戸主を中心とする人為的、社会的な家族制度と混同したものであり、「封建的、反民主主義的理由を以て既存の淳風美俗を十把一束に排斥し、所謂「浴場」と共に子供まで流してしまふ」弊に陥り易い」と指摘するのであります。

もとより、今回の全面削除が「浴場とともに子供まで流してしまふ」ものであるとは思えません

が、しかし、その指摘には十分耳を傾けなければなりません。そして、時代は今や少子・高齢化社会であります。時代に沿つた家族関係、親と子の関係を新しく再構築しなければならないと考えます。

そこで、総理にお尋ねいたします。

総理は、これから時代の家族制度をどのようにお考えになりますか。家族と法制度、例えば戸籍のあり方、氏の記載の方法など、どのような基本的姿勢で臨もうとされておられますか。総理の御所見を問います。

次に、虐離者の行為に関する規定の削除の趣旨と今後の刑法改正について法務大臣にお尋ねいたします。

今回の改正が八十八年ぶりの大改正だとしている。今後の改正のあり方とスケジュールについての基本的な考え方をお尋ねいたします。

最後に、総理にお尋ねいたします。

既に総理も十分御認識されていると存じます

が、最近の村山内閣の支持率調査の結果について

であります。

村山内閣を支持しないという数字は、一月三十日、日本経済三八・〇%、二月十九日、時事通信三九・一%、三月一日、読売四四・〇%、三月七日、NHK四五%、三月八日、朝日四三%、三月十五日、毎日三四%と、すべていずれも不支持が支持を上回っております。総理は、この世論調査の結果をどう受けとめておられですか。

この村山内閣を支持しないという厳しい数字の中で、村山内閣を支えているのは総理御自身の人柄だという評価があります。総理、私も当初そのように考えていました。しかし、最近はその評価そのものにも疑問を覚える次第であります。

私の理由を申し上げます。

一つ。本会議での「何分初めての経験でもございませんし、早朝の出来事でもございますから、幾

多の混乱があつた」との発言を後で証明され、初めてのことも混乱も、それは現場のことであるとされました。私は、これが総理御自身のこととして心底から出た言葉であった方が、五千四百八十名に至つた震災による死「者」に対する哀悼の言葉になり得たのではないかと考えます。総理が初めてであり混乱したとしても、その責任の大半は総理を指名した国会の責任に帰するものだと私は考えます。それを、現場の話だとの言いわけは、現場で苦労されておられる方々を冒涜するばかりか、責任回避という点からしても、「くなられた方々をさらにむち打つ言葉になるのではないで

しょうか。

二つ。これに関連して、万全の措置とか最善の体制とかの発言であります。訂正の問題はともかくとして、総理「これは総理の実感から出た言葉なのでしょうか。それとも、答弁書に書かれた言葉を単に読み上げただけの結果なのでしょうか。私は、答弁書を朗読されただけのように思えます。

総理、時代の危機を乗り越えるには、政治の確かな復権が必要であります。国会を最高の言論機関であることに深く思いをいたしたいと存じます。

総理、衆議院規則第二百三十三条规定は「会議においては、意見書又は理由書を朗読することはできない。但し、引証又は報告のために簡単な文書を朗読することは、この限りでない」とあり、参議院規則第二百三十三条は「会議においては、文書を朗読することができない。但し、引証又は報告のために簡単な文書は、この限りでない」としております。

不幸にも、家族間において殺人等の一定の犯罪が行われた場合には、家族間の法律以前の自然的慣習のあり方と実態を十分に踏まえて、それぞれの事案に応じて適切な刑を科することが適当であると私は考えております。

次に、これから家族制度をどう考えるかといふお尋ねでございますが、親子を中心とする家族は、夫婦が協力して安定した生活を営み、次の世代を担う子を健全に育成する基盤であり、我が国社会の基本単位として今後も極めて重要な役割を果たしていくものと認識をいたしております。

このため、家族が時代の変化に応じてその本来の機能を發揮できるよう、法制度の面からもこれを支援していくかなければならないと思います。

そのため、個人の価値観や人生観の違いにも配慮した寛容な制度づくりを目指すことが重要な視点であると考えています。こうした視点から、民

はなく、総理御自身の言葉で総理の世界観、道徳観、家族観を語っていただきたいであります。

総理らしい答弁のあり方を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣村山富市君登壇〕

○内閣総理大臣村山富市君 倉田議員の質問に

お答えを申し上げたいと思います。

子の親に対する尊重・報恩の情につきましては、いろいろな考え方があることは承知いたしておりますが、専属に対する尊重・報恩が社会生活上の基本的道義であることは申し上げるまでもない存じます。また、道徳と法律の関係につきましてもさまざまな考え方があると存じますが、道徳と刑

法はともに人間の行為を規律する規範であると考

えております。刑法はすべての不道徳な行為を处罚するものではなく、また、刑法で罰せられない行為であるからといって道徳的に行ってよい行為

であるということでもございません。家族が互いに自然的情愛と親密の情によって結ばれ、親が子を慈しみ子が親を尊重することは、人類共通の普遍的な道徳であると思うであります。

不幸にも、家族間において殺人等の一定の犯罪が行われた場合には、家族間の法律以前の自然的慣習のあり方と実態を十分に踏まえて、それぞれの事案に応じて適切な刑を科することが適当であると私は考えております。

次に、これから家族制度をどう考えるかといふお尋ねでございますが、親子を中心とする家族は、夫婦が協力して安定した生活を営み、次の世代を担う子を健全に育成する基盤であり、我が国社会の基本単位として今後も極めて重要な役割を

果たしていくものと認識をいたしております。

この場合、個人の価値観や人生観の違いにも配慮した寛容な制度づくりを目指すことが重要な視点であると考えています。こうした視点から、民

はなく、総理御自身の言葉で総理の世界観、道徳観、家族観を語っていただきたいであります。

総理らしい答弁のあり方を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣村山富市君登壇〕

○内閣総理大臣村山富市君 倉田議員の質問に

お答えを申し上げたいと思います。

子の親に対する尊重・報恩の情につきましては、いろいろな考え方があることは承知いたしておりますが、専属に対する尊重・報恩が社会生活上の基本的道義であることは申し上げるまでもない存じます。また、道徳と法律の関係につきましてもさまざまな考え方があると存じますが、道徳と刑

法はともに人間の行為を規律する規範であると考

えております。刑法はすべての不道徳な行為を处罚するものではなく、また、刑法で罰せられない行為であるからといって道徳的に行ってよい行為

であるということでもございません。家族が互いに自然的情愛と親密の情によって結ばれ、親が子を慈しみ子が親を尊重することは、人類共通の普遍的な道徳であると思うであります。

不幸にも、家族間において殺人等の一定の犯罪が行われた場合には、家族間の法律以前の自然的慣習のあり方と実態を十分に踏まえて、それぞれの事案に応じて適切な刑を科することが適当であると私は考えております。

次に、これから家族制度をどう考えるかといふお尋ねでございますが、親子を中心とする家族は、夫婦が協力して安定した生活を営み、次の世代を担う子を健全に育成する基盤であり、我が国社会の基本単位として今後も極めて重要な役割を

果たしていくものと認識をいたしております。

この場合、個人の価値観や人生観の違いにも配慮した寛容な制度づくりを目指すことが重要な視点であると考えています。こうした視点から、民

はなく、総理御自身の言葉で総理の世界観、道徳観、家族観を語っていただきたいであります。

総理らしい答弁のあり方を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣村山富市君登壇〕

○内閣総理大臣村山富市君 倉田議員の質問に

お答えを申し上げたいと思います。

子の親に対する尊重・報恩の情につきましては、いろいろな考え方があることは承知いたしておりますが、専属に対する尊重・報恩が社会生活上の基本的道義であることは申し上げるまでもない存じます。また、道徳と法律の関係につきましてもさまざまな考え方があると存じますが、道徳と刑

法はともに人間の行為を規律する規範であると考

えております。刑法はすべての不道徳な行為を处罚するものではなく、また、刑法で罰せられない行為であるからといって道徳的に行ってよい行為

であるということでもございません。家族が互いに自然的情愛と親密の情によって結ばれ、親が子を慈しみ子が親を尊重することは、人類共通の普遍的な道徳であると思うであります。

不幸にも、家族間において殺人等の一定の犯罪が行われた場合には、家族間の法律以前の自然的慣習のあり方と実態を十分に踏まえて、それぞれの事案に応じて適切な刑を科することが適當であると私は考えております。

次に、これから家族制度をどう考えるかといふお尋ねでございますが、親子を中心とする家族は、夫婦が協力して安定した生活を営み、次の世代を担う子を健全に育成する基盤であり、我が国社会の基本単位として今後も極めて重要な役割を

果たしていくものと認識をいたしております。

この場合、個人の価値観や人生観の違いにも配慮した寛容な制度づくりを目指すことが重要な視点であると考えています。こうした視点から、民

はなく、総理御自身の言葉で総理の世界観、道徳観、家族観を語っていただきたいであります。

総理らしい答弁のあり方を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣村山富市君登壇〕

○内閣総理大臣村山富市君 倉田議員の質問に

お答えを申し上げたいと思います。

子の親に対する尊重・報恩の情につきましては、いろいろな考え方があることは承知いたしておりますが、専属に対する尊重・報恩が社会生活上の基本的道義であることは申し上げるまでもない存じます。また、道徳と法律の関係につきましてもさまざまな考え方があると存じますが、道徳と刑

法はともに人間の行為を規律する規範であると考

えております。刑法はすべての不道徳な行為を处罚するものではなく、また、刑法で罰せられない行為であるからといって道徳的に行ってよい行為

であるということでもございません。家族が互いに自然的情愛と親密の情によって結ばれ、親が子を慈しみ子が親を尊重することは、人類共通の普遍的な道徳であると思うであります。

不幸にも、家族間において殺人等の一定の犯罪が行われた場合には、家族間の法律以前の自然的慣習のあり方と実態を十分に踏まえて、それぞれの事案に応じて適切な刑を科することが適當であると私は考えております。

次に、これから家族制度をどう考えるかといふお尋ねでございますが、親子を中心とする家族は、夫婦が協力して安定した生活を営み、次の世代を担う子を健全に育成する基盤であり、我が国社会の基本単位として今後も極めて重要な役割を

果たしていくものと認識をいたしております。

この場合、個人の価値観や人生観の違いにも配慮した寛容な制度づくりを目指すことが重要な視点であると考えています。こうした視点から、民

はなく、総理御自身の言葉で総理の世界観、道徳観、家族観を語っていただきたいであります。

総理らしい答弁のあり方を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣村山富市君登壇〕

○内閣総理大臣村山富市君 倉田議員の質問に

お答えを申し上げたいと思います。

子の親に対する尊重・報恩の情につきましては、いろいろな考え方があることは承知いたしておりますが、専属に対する尊重・報恩が社会生活上の基本的道義であることは申し上げるまでもない存じます。また、道徳と法律の関係につきましてもさまざまな考え方があると存じますが、道徳と刑

法はともに人間の行為を規律する規範であると考

えております。刑法はすべての不道徳な行為を处罚するものではなく、また、刑法で罰せられない行為であるからといって道徳的に行ってよい行為

であるということでもございません。家族が互いに自然的情愛と親密の情によって結ばれ、親が子を慈しみ子が親を尊重することは、人類共通の普遍的な道徳であると思うであります。

不幸にも、家族間において殺人等の一定の犯罪が行われた場合には、家族間の法律以前の自然的慣習のあり方と実態を十分に踏まえて、それぞれの事案に応じて適切な刑を科することが適當であると私は考えております。

次に、これから家族制度をどう考えるかといふお尋ねでございますが、親子を中心とする家族は、夫婦が協力して安定した生活を営み、次の世代を担う子を健全に育成する基盤であり、我が国社会の基本単位として今後も極めて重要な役割を

果たしていくものと認識をいたしております。

この場合、個人の価値観や人生観の違いにも配慮した寛容な制度づくりを目指すことが重要な視点であると考えています。こうした視点から、民

はなく、総理御自身の言葉で総理の世界観、道徳観、家族観を語っていただきたいであります。

総理らしい答弁のあり方を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣村山富市君登壇〕

○内閣総理大臣村山富市君 倉田議員の質問に

お答えを申し上げたいと思います。

子の親に対する尊重・報恩の情につきましては、いろいろな考え方があることは承知いたしておりますが、専属に対する尊重・報恩が社会生活上の基本的道義であることは申し上げるまでもない存じます。また、道徳と法律の関係につきましてもさまざまな考え方があると存じますが、道徳と刑

法はともに人間の行為を規律する規範であると考

えております。刑法はすべての不道徳な行為を处罚するものではなく、また、刑法で罰せられない行為であるからといって道徳的に行ってよい行為

であるということでもございません。家族が互いに自然的情愛と親密の情によって結ばれ、親が子を慈しみ子が親を尊重することは、人類共通の普遍的な道徳であると思うであります。

不幸にも、家族間において殺人等の一定の犯罪が行われた場合には、家族間の法律以前の自然的慣習のあり方と実態を十分に踏まえて、それぞれの事案に応じて適切な刑を科することが適當であると私は考えております。

次に、これから家族制度をどう考えるかといふお尋ねでございますが、親子を中心とする家族は、夫婦が協力して安定した生活を営み、次の世代を担う子を健全に育成する基盤であり、我が国社会の基本単位として今後も極めて重要な役割を

果たしていくものと認識をいたしております。

この場合、個人の価値観や人生観の違いにも配慮した寛容な制度づくりを目指すことが重要な視点であると考えています。こうした視点から、民

はなく、総理御自身の言葉で総理の世界観、道徳観、家族観を語っていただきたいであります。

総理らしい答弁のあり方を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣村山富市君登壇〕

○内閣総理大臣村山富市君 倉田議員の質問に

お答えを申し上げたいと思います。

子の親に対する尊重・報恩の情につきましては、いろいろな考え方があることは承知いたしておりますが、専属に対する尊重・報恩が社会生活上の基本的道義であることは申し上げるまでもない存じます。また、道徳と法律の関係につきましてもさまざまな考え方があると存じますが、道徳と刑

法はともに人間の行為を規律する規範であると考

えております。刑法はすべての不道徳な行為を处罚するものではなく、また、刑法で罰せられない行為であるからといって道徳的に行ってよい行為

であるということでもございません。家族が互いに自然的情愛と親密の情によって結ばれ、親が子を慈しみ子が親を尊重することは、人類共通の普遍的な道徳であると思うであります。

不幸にも、家族間において殺人等の一定の犯罪が行われた場合には、家族間の法律以前の自然的慣習のあり方と実態を十分に踏まえて、それぞれの事案に応じて適切な刑を科することが適當であると私は考えております。

次に、これから家族制度をどう考えるかといふお尋ねでございますが、親子を中心とする家族は、夫婦が協力して安定した生活を営み、次の世代を担う子を健全に育成する基盤であり、我が国社会の基本単位として今後も極めて重要な役割を

果たしていくものと認識をいたしております。

この場合、個人の価値観や人生観の違いにも配慮した寛容な制度づくりを目指すことが重要な視点であると考えています。こうした視点から、民

はなく、総理御自身の言葉で総理の世界観、道徳観、家族観を語っていただきたいであります。

総理らしい答弁のあり方を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣村山富市君登壇〕

○内閣総理大臣村山富市君 倉田議員の質問に

お答えを申し上げたいと思います。

子の親に対する尊重・報恩の情につきましては、いろいろな考え方があることは承知いたしておりますが、専属に対する尊重・報恩が社会生活上の基本的道義であることは申し上げるまでもない存じます。また、道徳と法律の関係につきましてもさまざまな考え方があると存じますが、道徳と刑

法はともに人間の行為を規律する規範であると考

えております。刑法はすべての不道徳な行為を处罚するものではなく、また、刑法で罰せられない行為であるからといって道徳的に行ってよい行為

であるということでもございません。家族が互いに自然的情愛と親密の情によって結ばれ、親が子を慈しみ子が親を尊重することは、人類共通の普遍的な道徳であると思うであります。

不幸にも、家族間において殺人等の一定の犯罪が行われた場合には、家族間の法律以前の自然的慣習のあり方と実態を十分に踏まえて、それぞれの事案に応じて適切な刑を科することが適當であると私は考えております。

次に、これから家族制度をどう考えるかといふお尋ねでございますが、親子を中心とする家族は、夫婦が協力して安定した生活を営み、次の世代を担う子を健全に育成する基盤であり、我が国社会の基本単位として今後も極めて重要な役割を

果たしていくものと認識をいたしております。

この場合、個人の価値観や人生観の違いにも配慮した寛容な制度づくりを目指すことが重要な視点であると考えています。こうした視点から、民

はなく、総理御自身の言葉で総理の世界観、道徳観、家族観を語っていただきたいであります。

総理らしい答弁のあり方を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣村山富市君登壇〕

○内閣総理大臣村山富市君 倉田議員の質問に

お答えを申し上げたいと思います。

子の親に対する尊重・報恩の情につきましては、いろいろな考え方があることは承知いたしておりますが、専属に対する尊重・報恩が社会生活上の基本的道義であることは申し上げるまでもない存じます。また、道徳と法律の関係につきましてもさまざまな考え方があると存じますが、道徳と刑

法はともに人間の行為を規律する規範であると考

えております。刑法はすべての不道徳な行為を处罚するものではなく、また、刑法で罰せられない行為であるからといって道徳的に行ってよい行為

であるということでもございません。家族が互いに自然的情愛と親密の情によって結ばれ、親が子を慈しみ子が親を尊重することは、人類共通の普遍的な道徳であると思うであります。

不幸にも、家族間において殺人等の一定の犯罪が行われた場合には、家族間の法律以前の自然的慣習のあり方と実態を十分に踏まえて、それぞれの事案に応じて適切な刑を科することが適當であると私は考えております。

次に、これから家族制度をどう考えるかといふお尋ねでございますが、親子を中心とする家族は、夫婦が協力して安定した生活を営み、次の世代を担う子を健全に育成する基盤であり、我が国社会の基本単位として今後も極めて重要な役割を

果たしていくものと認識をいたしております。

この場合、個人の価値観や人生観の違いにも配慮した寛容な制度づくりを目指すことが重要な視点であると考えています。こうした視点から、民

はなく、総理御自身の言葉で総理の世界観、道徳観、家族観を語っていただきたいであります。

総理らしい答弁のあり方を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣村山富市君登壇〕



官 報 (号 外)

千九百九十四年の国際コーヒー協定の締結について承認を求める件

內閣委員  
辭職

辞任

補欠

石破  
茂君

小坂  
意次君

田名部国雀君

江崎  
鐵磨君

千九百八十八年五月三十一日に総会において採択された千九百二十八年十一月二十二日の国際博覧会に関する条約(千九百四十八年五月十七日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正)によって改正され及び補足されたものの)の改正の受諾について承認を

(通知書受領)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律  
布を奏上した旨の通知書を受領した。

、昨十六日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

（理事補欠選任）  
一、去る十五日、厚生委員会において、次のとおり  
り理事を補欠選任した。  
理事 持永 和見君（理事鈴木俊一君去る十  
五日委員辞任につきその補欠）  
（常任委員辞任及び補欠選任）  
一、去る十四日、議長において、次のとおり常任  
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

平成七年三月十七日 衆議院会議録第十六号 講長の報告

## 地方行政委員

辞任

栗原 裕康君

吉田 公一君

加藤 万吉君

島山 健治郎君

山本 有二君

白沢 緒方

三郎君

吉田 三郎君

白沢 緒方

山崎 泉君

吉田 公一君

加藤 万吉君

島山 健治郎君

栗原 裕康君

吉田 公一君

白沢 緒方

山崎 泉君

吉田 公一君

白沢 緒方

山崎 泉君

## 外務委員

辞任

岡田 克也君

鹿野 道彦君

山本 拓君

今津 寛君

上田 清司君

広野ただし君

中山 利生君

福田 康夫君

井奥 貞雄君

竹内 讓君

谷口 隆義君

荒井 広幸君

松下 忠洋君

西川太一郎君

山本 拓君

若松 謙維君

吉田 克也君

山下 德夫君

小野 晋也君

木村 義雄君

岸田 文雄君

西川 恵三君

鈴木 俊一君

小湖 恵三君

木村 義雄君

岸田 文雄君

西川 恵三君

鈴木 俊一君

小湖 恵三君

木村 義雄君

岸田 文雄君

鈴木 俊一君

## 厚生委員

辞任

山下 鮎島

柳田 中島

柳田 衛君

柳田 稔君

柳田 衛君

## (理事補欠選任)

会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 青山 一二三君 (理事山岡賢次君去る十

員会において、次のとおり理事を補欠選任し

た。

四日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり特別

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

補欠

竹内 譲君

初村謙一郎君

初村謙一郎君

## (議案提出)

一、去る十四日、委員長から提出した議案は次の

とおりである。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整

備事業に係る國の財政上の特別措置に関する法

律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員

長提出)

山村振興法の一部を改正する法律案(農林水産

委員長提出)

一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のと

おりである。

阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会

社の最低資本金の制限の特例に関する法律案

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法

案(内閣提出)

山村振興法の一部を改正する法律案(建設委員

長提出)

刑法の一部を改正する法律案

一、去る十五日、委員長から提出した議案は次の

とおりである。

半島振興法の一部を改正する法律案(建設委員

長提出)

刑法の一部を改正する法律案

一、去る十五日、参議院から受領した内閣提出案

とおりである。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

案(内閣提出)

一、昨十六日、議長において、次のとおり特別委

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

案(内閣提出)

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次の

とおりである。

阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会

社の最低資本金の制限の特例に関する法律案

(内閣提出第八八九号)

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法

案(内閣提出第八九号)

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付さ

れた議案は次の委員会に付託された。

以上二件 法務委員会 付託

富田 正俊君

古屋 圭司君

若林 隆義君

富田 茂之君







## 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

(育児休業手当金に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第七十条の二に規定する育児休業手当金は、同条に規定する勤務に服さなかった期間のうちこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に係る期間について支給する。

(長期給付に要する費用の算定単位に関する経過措置)

第三条 施行日以後最初に改正後の法第七十三条第一項後段の規定による再計算が行われるまでの間は、組合の長期給付に要する費用の算定の単位については、同項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

(地方議会議員の退職年金の支給の停止に関する経過措置)

第四条 改正後の法第一百六十四条第一項及び第一

項並びに第六十九条第一項及び第三項の規定は、地方議会議員(改正後の法第一百五十五条第一項に規定する地方議会議員であつた者で施行日前に地方議会議員であつた期間を有しないものに係る退職年金(改正後の法第一百六十一条の規定による退職年金をいう。以下この条において同じ。)の年齢による支給の停止について適用し、施行日前に地方議会議員であつた期間を有する者に係る退職年金の年齢による支給の停止については、なお從前の例による。

(長期給付に要する費用の算定単位に関する経過措置)

第五条 地方議会議員であつた者で施行日前に地方議会議員であつた期間を有しないもののうち次の表の上欄に掲げる者であるものに対する改正後の法第一百六十四条第一項及び第二項並びに第六十九条第二項及び第三項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十五歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和二十年四月一日以前に生まれた者	六十二歳
昭和二十年四月一日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十二年四月一日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

## 第五条 削除

(地方公営企業法の一部改正)

第十条 地方公営企業法昭和二十七年法律第一百九十二条の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「第九条及び附則第五条」を及び第九条に改める。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一條 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち地方公務員等共済組合法附則第二十六条の次に一条を加える改正規定(同法附則第二十六条の二第一項に係る部分に限る。)中「(昭和四九年法律第一百十六号)」を削る。

## 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、雇用保険法における育児休業給付の創設を踏まえ、育児休業をした地方公務員共済組合の組合員に対して当該育児休業をした期間の経済的援助を行うため、育児休業手当金を創設するとともに、地方議会議員の退職年金の支給開始年齢を引き上げる等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

## 1 育児休業手当金に関する事項

民間被用者について雇用保険法により育児休業給付が実施されることにかんがみ、これに見合う措置として、地方公務員について育児休業中の経済的援助を行うため、共済組合が行う短期給付に育児休業手当金の制度を創設すること。

(1) 育児休業手当金の額は、組合員の給与の百分の二十五に相当する額とし、当該額のうち給与の百分の五に相当する額は、育児休業終了後引き続き六月以上組合員であるときに支給するものとする。

(2) 育児休業手当金に要する費用のうち、雇用保険法による育児休業給付に係る国庫負担割合を参考して政令で定める割合の部分は、公的負担として地方公共団体が負担するものとする。

## 理由

雇用保険法における育児休業給付の創設を踏まえ、育児休業をした地方公務員共済組合の組合員に対して当該育児休業をした期間の経済的援助を行うため、育児休業手当金を創設するとともに、地方議会議員の退職年金の支給開始年齢を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## (1)

退職年金の支給開始年齢を六十歳から

## (2)

退職年金の支給開始年齢の見直し

## (3)

指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合が行う育児休業手当金の事業については、全国市町村職員

共済組合連合会の共同事業として行うものとする。

第六条 改正後の法第六十六条第三項及び同条第六項において準用する同条第五項の規定は、施行日以後に支給される期末手当(同条第三項に規定する期末手当をいう。)について適用する。

(地方議会議員の特別掛金に関する経過措置)

第七条 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

(平成三年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

官 報 (号 外)

六十五歳に引き上げること。

(2) 次の表の上欄に掲げる者に係る退職年

昭和二十年四月一日以前に生まれた者	
昭和二十一年四月一日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十二年四月一日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

(3) (1) 及び(2)の措置は平成七年四月一日以後に新たに地方議会議員となつた者について適用するものとする。

(4) 期末手当を算定基礎として特別掛金を徴収することとする。

(5) その他

(1) 女子教育職員及び看護婦、保母等である

(2) 地方公務員が育児休業をしている期間について支給することとされている育児休業給

を廃止すること。

(6) その他所要の規定の整備を図ること。

この法律は、平成七年四月一日から施行す

る」と。

二 議案の可決理由

雇用保険法における育児休業給付の創設を踏まえ、育児休業をした地方公務員共済組合の組合員に対して当該育児休業をした期間の経済的援助を行うため、育児休業手当金を創設するとともに、地方議会議員の退職年金の支給開始年齢を引き上げる等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

金の支給開始年齢については、同表の下欄に掲げる年齢とする。

報の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、市町村の合併をしようとする市

町村の求めに応じ、市町村相互間における必要

な調整を行うものとする。

第十三条中「合併市町村が前条第一項の」を「合

併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が」

に改め、「当該合併市町村」の下に「又は当該合併

市町村を包括する都道府県」を加え、「適切な」を

「特別の」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条及び第十二条を削り、第十条を第十四

条とする。

第九条中「行なわれた」を「行われた」に、「行な

われなかつた」を「行わなかつた」に改め、同条

を第十三条とし、同条の前に次の二条を加える。

(地方交付税の額の算定の特例)

第十二条 国が地方交付税法(昭和二十五年法律

第二百十一号)に定めるところにより毎年度交

付する地方交付税の額を算定する場合において

は、合併市町村については、同法第十三条に定

めるもののほか、市町村の合併に伴い臨時に増

加する行政に要する経費の需要を基礎として、

自治省令で定めるところにより、同法に定める

基準財政需要額の測定単位の数値を補正するも

のとする。

2 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、

当該市町村の合併が行われた日の属する年度及

びこれに続く五年度については、地方交付税法

及びこれに基づく自治省令並びに前項に定める

ところにより、合併関係市町村が当該年度の四

月一日においてなお当該市町村の合併前の区域

をもつて存続した場合に算定される額の合算

額を下らないように算定した額とし、その後五

年以内に算定した額とし、その後五年

度については、当該合算額に自治省令で定め

る率を乗じた額を下らないように算定した額と

する。

第十六条とする。

国及び都道府県は、市町村に対し、自主的な

市町村の合併を推進するため、必要な助言、情

(過疎地域活性化のための地方債の特例)

第十二条 合併市町村(過疎地域活性化特別措定

法(平成二年法律第十五号)第一条第一項に規定

する過疎地域をその区域とする市町村(以下こ

の条において「過疎地域の市町村」という。)を除

く。)のうち合併関係市町村に過疎地域の市町村に

が含まれるもので政令で定めるものについて

は、当該市町村の合併が行われた日から平成十

二年三月三十一日までの間に限り、同法第十二

条の規定を準用する。この場合において必要な

事項は、政令で定める。

第八条を削る。

第七条中「行なわれた」を「行われた」に改め、同

条を第十条とし、第六条を第九条とする。

第五条第一項中「あらたに」を「新たに」に、「こ

えず」を「超えず」に、「こえない」を「超えない」

に、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項中

「第三条第五項」を「第六条第八項」に改め、同条を

第八条とする。

第四条第一項第一項中「こえる」を「超える」に改め、同

条に次にただし書きを加える。

ただし、第三項において準用する前条第五項

の規定により編入合併特例定数をもつてその議員

の定数とする場合において議員がすべ

てなくなつたときは、この限りでない。

ただし、第三項において準用する前条第五項

の規定により編入合併特例定数をもつてその議員

の定数とする場合において議員がすべ

てなくなつたときは、この限りでない。

第四条第一項第一号中「あらたに」を「新たに」

に、「一年を超えない」を「一年を超えない」に改

め、同条第三項中「前条第五項」を「前条第八項」に

改め、「第一項」の下に「又は前項において準用す

る同条第五項」を加え、同項を同条第四項とし、

同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第七条

とする。

3 前条第五項から第七項までの規定は、市町

の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入

されることとなる合併関係市町村の議会の議員

で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

第三条第一項中「(昭和)二十二年法律第六百七号」を削り、同条第二項中「地方自治法第二百五十四条」を「同法第二百五十四条」と改め、「加えた数」の下に「(以下「編入合併特例定数」という。)」を、「議員がすべてなくなつたときは」の下に「、第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き」を加え、「同条」を「同法第九十一条」に改め、同条第五項中「又は第二項」を「、第二項又は第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、「適用については」の下に「、同法第十八条第一項中「第十五条第六項市町村の議会の議員の選挙区」における議会の議員の選挙区」とあるのは、第十五条第六項(市町村の議会の議員の選挙区)における議会の議員の選挙区)若しくは市町村の合併の特例に関する法律第六条第三項(編入合併の際の議会の議員の選挙区)」とあるのは、第十五条第六項(市町村の議会の議員の選挙区)若しくは市町村の合併の特例に関する法律第六条第三項(編入合併の際の議会の議員の選挙区)」とを加え、「第三条第二項」を「第六条第二項」に改め、同項の次に次の二項を加え、同条を第六条とする。

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

#### (合併協議会設置の請求)

第四条 市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その

6 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項(市町村の議会の議員の選挙区)」とあるのは、「第十五条第六項(市町村の議員の選挙区)」とある。

《編入合併の際の議会の議員の選挙区》とする。

第一条の次に次の二条を加える。

#### (合併協議会の設置)

第三条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六百七号)第二百五十二条の二第一項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画(以下「市町村建設計画」という。)の作成その他市町村の合併に関する協議を行なう協議会(以下「合併協議会」という。)を置くものとする。

2 合併協議会の会長及び委員は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員並びに長及びその他の職員をもつて充てられる。

3 合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかるわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

る。

#### (合併協議会設置の請求)

第四条 市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その

代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村(以下この条において「合併対象市町村」といいう。)の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた市町村(以下この条において「合併請求市町村」という。)の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、合併対象市町村の長に対し、これを通知し、当該請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議(以下この条において「合併協議会設置協議」という。)について議会に付議するか否かの意見を求めなければならない。この場合において、合併請求市町村の長は、当該意見を求めた旨を合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

3 合併対象市町村の長は、前項の意見を求められた日から九十日以内に、合併請求市町村の長に対し、合併協議会設置協議について議会に付議するか否かを回答しなければならない。

4 合併請求市町村の長は、すべての合併対象市町村の長から前項の規定による回答を受理したときは、直ちに、その結果を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

5 前項の規定により合併協議会が置かれた場合には、合併請求市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約を第一項の代表者に通知しなければならない。

6 合併請求市町村及びすべての合併対象市町村において、合併協議会設置協議について議会の審議の結果を、合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

7 合併請求市町村の長は、合併請求市町村における第五項の規定による議会の審議の結果及び前項の規定により通知を受けた合併対象市町村における議会の審議の結果を、合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

8 合併請求市町村及びすべての合併対象市町村において、合併協議会設置協議について議会の審議を経た場合には、合併請求市町村及びすべての合併対象市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。

9 前項の規定により合併協議会が置かれた場合には、合併請求市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約を第一項の代表者に通知しなければならない。

10 合併請求市町村を包括する都道府県と合併対象市町村を包括する都道府県が異なる場合に

は、合併請求市町村を包括する都道府県の知事は、第一項、第四項及び第七項の規定による報告を受けたときは、その内容を合併対象市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。

11 地方自治法第七十四条第四項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の五十分の一の数について、同条第五項から第七項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及

び第十項から第十三項まで、第七十四条の三並びに第七十四条の四の規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第七十四条の一第十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選舉管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

(市町村建設計画の作成)

第五条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の建設の基本方針
- 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 三 公共的施設の統合整備に関する事項
- 四 合併市町村の財政計画

3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

に」とあるのは、「地方交付税法及びこれに基くに」とある。この法律の施行の際現にこの法律による改正前との市町村の合併の時例に因する法律第十二条第一項の「市町村の合併の時例に因する法律」は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前との市町村の合併の時例に因する法律第十二条第一項の「市町村の合併の時例に因する法律」である。

その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、合併協議会の設置の請求をすることができるものとする。

附則第一條中「昭和十七年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

2 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、前項の規定にかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

の規定により置かれている合併協議会は、この法律による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第三条の規定により置かれた合併協議会とみなす。

あるのは「訴訟の判決は、」と、同条第十一項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとす。

1 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、附則第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

7 前項の規定による改正後の地方交付税法附則  
第五条第二項の規定は、平成七年度分の地方交  
付税から適用する。

(市町村建設計画の作成)  
第五条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

第七条まで、第十二条、第十五条及び第十六条の規定は、平成七年四月一日以後に行われる市町村の合併について適用し、同日前に行われた市町村の合併については、なお従前の例による。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

三 公共的施設の統合整備に関する事項

四 合併市町村の財政計画

市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 この法律による改正後の第十一条第一項の規定は、平成七年四月一日以後に行われた市町村の合併について平成七年度分の地方交付税から適用する。

4 この法律による改正後の第十一条第二項の規定は、平成二年四月一日以後に行われた市町村の合併について平成七年度分の地方交付税から適用する。この場合において、同日から平成七年三月三十一日までの間に行われた市町村の合併に係る同項の規定の適用については、「地方交付税法及びこれに基づく自治省令並びに前項

(+) 有権者は、政令で定めるところにより、  
自主的な市町村の合併の推進  
改正内容に対応し、自主的な市町村の合併  
を推進する旨を趣旨規定に明記すること。  
合併協議会設置の請求制度の新設  
わせて合併市町村の建設に資するため、市町村  
の合併の特例に関する法律の有効期限を延長す  
るとともに、新たに合併協議会設置の請求制度  
を設ける等の特例措置を定めるほか、所要の規  
定の整備を行おうとするもので、その要旨は次  
のとおりである。

市町村建設計画の内容に都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項を加えるとともに、その作成、変更の際にはあらかじめ都道府県知事に協議しなければならないものとすること。











官報(号外)

記載しなければならない。

5 再建の決議は、その区分所有建物の滅失に係る災害を定める前条第一項の政令の施行の日から起算して三年以内にしなければならない。

6 再建の決議があった場合については、区分所有法第六十三条第一項から第三項まで、第四項前段、第六項及び第七項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第一項から第三項まで及び第四項前段並びに第六十四条中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等」と、区分所有法第六十三条第一項、第三項及び第四項前段並びに第六十四条中「建替え」とあるのは「再建」と、区分所有法第六十三条第四項前段中「区分所有権及び敷地利用権」とあり、並びに区分所有法第六十三条第六項及び第六十四条中「区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「敷地共有持分等」と、区分所有法第六十三条第六項及び第七項中「建物の取壊しの工事」とあるのは「建物の再建の工事」と、区分所有法第六十四条中「建替えを行う」とあるのは「再建を行う」と読み替えるものとする。

(敷地共有持分等に係る土地等の分割請求に関する特例)

第四条 第一条第一項の政令で定める災害により全部が滅失した区分所有建物に係る敷地共有者等は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百五十六条第一項本文(同法第二百六十四条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、その政令の施行の日から起算して一月を経過する日の翌日以後当該施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、敷地共有持分等に係る土地又はこれに関する権利について、分割の請求をすることができない。ただし、五分

の一を超える議決権を有する敷地共有者等が分割の請求をする場合その他再建の決議をすることができないと認められる顕著な事由がある場合は、この限りでない。

(建物の一部が滅失した場合の復旧等に関する特例)

第五条 第二条第一項の政令で定める災害により区分所有建物の一部が滅失した場合についての区分所有法第六十一条第八項の規定の適用については、同項中「建物の一部が滅失した日から六月以内に」とあるのは、「その滅失に係る災害を定める被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第二条第一項の政令の施行の日から起算して一年以内に」とする。

(過料)

第六条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした者は、十万円以下の過料に処する。

一 議事録等を保管する者が第二条第四項において準用する区分所有法第三十三条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、議事録等の閲覧を拒んだとき。

二 再建の集会の議長が第二条第四項において準用する区分所有法第四十二条第一項又は第二項の規定に違反して、議事録を作成せず、又は議事録に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

阪神・淡路大震災による区分所有建物の被害の状況等にかんがみ、災害後の区分所有建物の被災の状況等にかんがみ、災害後区分所有建物の再建等を容易にし、もって被災地の健全な復興に資するため、大規模な火災、震災その他の災害によって区分所有建物の全部が滅失した場合に、その敷地の共有者等が特別の多数による決議に基づき、その敷地上に建物を再建することができるものとする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 政令で定める大規模な災害により区分所有建物の全部が滅失した場合には、その敷地の共有者等は、その政令の施行の日から三年以内に、共有持分等の価格の割合による議決権の五分の四以上の多数により、その敷地上に建物を再建する旨の決議をすることができるものとする。また、その決議を容易にするため、その政令の施行の日の一月後から三年後までの間は、その敷地の共有者等は、原則として、その敷地について分割の請求をすることができないものとする。

右

法務委員長 金子原一郎

衆議院議長 土井たか子殿

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

平成七年三月十五日

平成七年三月十八日

内閣総理大臣 村山 富市

ため、大規模な火災、震災その他の災害により区分所有建物の全部が滅失した場合には、その敷地の共有者等の共有持分等の価格の割合による議決権の五分の四以上の多数による決議に基づき、その敷地上に建物を再建することができるることとともに、共有者等による共有物分割請求を一定期間制限する等の措置を講ずる必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

するとともに、共有者等による共有物分割請求を、その政令の施行の日から一年を経過した後とするものとする。

3 この法律は、公布の日から施行するものとする。

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置案(内閣提出)に関する報告書

二 議案の可決理由

本案は、阪神・淡路大震災による区分所有建物の被害の状況等にかんがみ、災害後の区分所有建物の再建等を容易にし、もって被災地の健全な復興に資するため、大規模な災害により区分所有建物の全部が滅失した場合に、その敷地の共有者等が特別の多数による決議に基づき、その敷地上に建物を再建することができるものとする等の措置を講じようとするもので、これを可決すべきものと議決した次第である。

本案は、阪神・淡路大震災による区分所有建物の被害の状況等にかんがみ、災害後の区分所有建物の再建等を容易にし、もって被災地の健全な復興に資するため、大規模な災害により区分所有建物の全部が滅失した場合に、その敷地の共有者等が特別の多数による決議に基づき、その敷地上に建物を再建することができるものとする等の措置を講じようとするもので、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件  
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成7年度収支予算、事業計画及び資金計  
画について、国会の承認を求める。

## 〔別紙〕

## 日本放送協会平成7年度収支予算、事業計画及び資金計

## 平成7年度収支予算

## 予算総則

第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成7年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予  
算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に定める契約  
種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特別  
措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

3 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて  
10件以上契約した者が、一括して口座振替又は簡易振込により支払う場合は、前二項に定める受信  
料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契  
約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、受  
信料の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の  
議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相  
互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の  
額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画  
の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相  
互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充て  
るため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。  
2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の  
議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借  
入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し  
増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経  
て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その  
増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を借入金の減額、又は借入金の返還若しく  
は設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算中、資本収入において予定する長期借入金は放送債券に替えることができる。

第10条 国際放送並びに選舉放送の実施に對する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額  
は、それぞれ国際放送並びに選舉放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第11条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調  
査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

## 別表第1

## 平成5年度収支予算書

(一般勘定)  
(事業収支)

(単位 千円)

事業款	項目	金額
事業収入	受交副財務収入	553,479,036
	付次務収入	2,146,407
	料金収入	6,058,000
	送納費収入	8,154,601
	報酬収入	500,000
	別収入	446,900
		573,463,686
事業収入	内放送費	227,013,346
	国際放送費	6,361,074
	国契受付料	54,703,246
	広報費	2,033,910
	調査研究費	2,863,345
	販売費	7,899,453
	管理費	145,984,522
	人件費	46,120,914
	設備費	13,819,717
	償却費	50,875,000
	其他の費用	11,117,559

特 別 備 支 出 費	1,671,600
予	3,000,000
△	2,678,742

(資本収支)

(単位 千円)

資 本 収 入	項 目	金 額
前 期 繰 越 金 受 入		73,176,742
減 価 債 却 資 金 受 入		6,596,742
資 産 受 入		50,875,000
放 送 債 券 債 遠 積 立 資 産 戻 入		1,603,000
長 期 借 入 金		4,970,000
		9,132,000
資 本 支 出		
建 設 費		70,498,000
放 送 債 券 債 遠 積 立 資 産 繰 入		60,260,000
放 送 債 券 債 遠 金		1,350,000
		3,918,000
資 本 収 支 差 金		4,970,000
		2,678,742

外 叫 (解)

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、5,703億3,804万4千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、5,717億9,208万6千円であり、経常収支差金は、△4億5,404万2千円である。

前期繰越金受入れ65億9,674万2千円については、前年度以前から財政安定のために使用を繰り延べてきた繰越金合計1521億9,693万1千円の一部をもって充て、26億7,874万2千円を事業収支差金の補てんのために使用し、39億1,800万円を債務償還のために使用する。なお、残りの456億18万9千円を翌年度以降に繰り延べる。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事 業 収 入		500,000
事 業 支 出	受 託 業 務 等 収 入	500,000
	受 託 業 務 等 費	430,000
		416,000

平成廿四年十七日 総務課小瀬義郎(署) 法務課新川十七(署) 附記の取扱上場でなく、専属や外務の書類の回収印押

事 業 収 支 差 金	財 務 費	14,000
		70,000

事業収支差金7,000万円と受託業務等費の間接経費3億8,100万円を合わせた4億5,100万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別・支払区分

カ ラ ー 契 約	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
普 通 契 約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約
衛 星 カ ラ ー 契 約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
衛 星 普 通 契 約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約
特 別 契 約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約

支払区分

訪 問 集 金	協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払
口 座 振 替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
繼 続 振 込	協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払

別表第3 受信料額

契 約 種 別	支 払 区 分	月 額	6か月前払額	12か月前払額
カ ラ ー 契 約	訪 問 集 金	1,370円	7,800円	15,200円
普 通 契 約	口 座 振 替	1,320円	7,510円	14,630円
	訪 問 集 金	890円	5,100円	9,940円

	口 繼 坐 振 替 込	840円	4,810円	9,370円
衛星カラーコード	訪 問 集 金	2,300円	13,140円	25,610円
衛星カラーコード	口 繼 坐 振 替 込	2,250円	12,850円	25,040円
衛星普通契約	訪 問 集 金	1,820円	10,440円	20,350円
特別契約	口 繼 坐 振 替 込	1,770円	10,150円	19,780円
特別契約	訪 問 集 金	1,040円	5,920円	11,540円
		980円	5,630円	10,970円

別表第4 受信料額(沖縄県)

別表第6 団体一括支払における割引額						
契 約 種 別	割 引 領					
衛 星 カ ラ 一 契 約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり 月額 250円					

## 平成7年度事業計画

## 1 計画概説

映像の国際化やマルチメディア時代への取組及び視聴者ニーズの多様化、高度化など放送を取り巻く環境は、大きく変わりつつある。

こうした状況のもと、平成7年度における日本放送協会の事業運営にあたっては、公正な報道と多様で豊かな放送番組の提供に努めるとともに、委託協会国際放送業務(以下「映像による国際放送」という。)の開始やハイビジョン放送の普及促進及びデジタル放送技術等新しい放送技術の研究開発などに積極的に取り組むこととする。

あわせて、経営財源確保のため、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めるとともに、経営全般にわたり一層効率的な業務運営を推進し、視聴者に信頼され、かつ、創造性と活力にあふれた

(1) テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョン放送機器の更新整備等を行う局及びFM放送局の建設を行うとともに、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。

(2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、番組の充実刷新を図り、公共放送の使命に従事し、公正な報道と多様で豊かな放送番組の提供に努める。

また、参議院議員通常選挙及び統一地方選挙の放送番組を特別編成する。

(3) 國際間の相互理解と国際交流に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、映像による国際放送を開始するとともに、音声による国際放送の受信改善に努める。

(4) 受信料負担の公平を期すため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と反映に努める。

(6) 調査研究については、新しい技術の研究開発をはじめ、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を積極的に推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国の放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 衛星放送の継続確保のため、次期放送衛星を調達する法人に対して出資を行う。また、放送及

別表第5 多数契約一括支払における割引額	
契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額
衛星カラーコード	衛星普通契約特別契約
50件未満	200円
50件以上100件未満	230円
100件以上	300円

## 外 呼 印

びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。

(9) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。

### 2 建設計画

建設計画については、新放送施設の整備に32億4,000万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に18億9,400万円、演美所の整備に64億7,800万円、放送番組設備の整備に242億8,000万円、研究設備の整備等に93億7,000万円、総額602億8,000万円をもって実行する。

#### (1) 新放送施設整備計画

次期放送衛星のための地上設備の整備を行うなど衛星放送の継続的・安定的実施に万全を期すとともに、ハイビジョン設備の整備を行う。

これらに要する経費は、82億4,000万円である。

#### (2) テレビジョン放送網整備計画

外国電波通信による難視聴地域に対し、補完的に、テレビジョン放送局を建設する。また、県域放送のためのテレビジョン放送局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新等を行う。

これらに要する経費は、82億6,100万円である。

#### (3) ラジオ放送網整備計画

受信の改善を図るため、中波放送局及びFM放送局を建設するほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新等を行う。

これらに要する経費は、36億3,300万円である。

#### (4) 演奏所整備計画

放送会館については、広島放送会館を完成し、長野放送会館の建設に着工するとともに、大阪放送会館及び大分放送会館の整備のための諸準備を取り進め。また、老朽の著しい放送会館を整備するため、用地を購入するほか、調査等を行うとともに、阪神・淡路大震災で被災した神戸放送会館の整備のための調査等を行う。

これらに要する経費は、64億7,600万円である。

#### (5) 放送番組設備整備計画

非常災害時等における緊急報道機能の確保を図るため、ニュース・番組の制作送出機器の整備を行うとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行う。また、映像による国際放送そのための設備の整備やFM文字多重放送設備の整備を行うほか、老朽の著しい番組制作送出機器の更新等を行う。

これらに要する経費は、242億8,000万円である。

#### (6) 研究設備・一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備の整備を行うほか、宿舎等の整備を行う。

これらに要する経費は、61億7,000万円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、32億円である。

### 3 事業運営計画

#### (1) 国内放送

ア テレビジョン放送については、総合放送は、広く一般を対象とした総合的な放送として、放送時間は、緊急報道への迅速な対応と生活時間の多様化への対応のため、定時放送時間と2時間拡大して、1日20時間を基本とし、年間を通して特別編成を随時、機動的かつ集中的に実施するなど、弾力的な放送時間とする。番組内容については、国民的な課題や内外の動きを的確にとらえ、公正な報道に徹することも、視聴者に一層信頼され、親しまれるニュース・情報番組を目指して刷新・強化を図る。あわせて、日本が直面する重要課題や国民的関心事に取り組む大型企画番組を積極的に編成することとし、特に、地震災害について徹底的に検証し、これにどう対処するか多角的に考える番組を年間を通して編成する。また、夜間に視聴者の支持と共感を得る娛樂・教養番組を積極的に開発する。

教育放送は、1日18時間を基本とした放送時間とし、学校放送番組を含む幅広い文化・生涯学習番組を中心とした編成を行い、心の豊かさを求める時代の要請にこたえる番組や児童・子供向け番組及び障害者向け番組等を充実する。

衛星放送については、第1テレビジョンは、1日24時間の放送時間とし、国際情報と国内情報番組を機動的に伝える番組や内外のスポーツ番組を中心とした編成を行う。第2テレビジョンは、技術実験時間を除き1日23時間20分の放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者にとって魅力ある番組を積極的に開発するなど文化・娛樂番組を中心とした編成を行う。

ハイビジョン放送については、定時放送時間を1時間拡大して、1日6時間(ただし、水曜日においては11時間)を基本とした放送時間とともに、ハイビジョンの特性を生かした番組を積極的に開発し、一層の普及と定着を図る。

ラジオ放送については、第1放送は、緊急報道への迅速な対応と生活時間の多様化への対応のため、1日24時間を基本とした弾力的な放送時間とし、ニュース・生活情報を中心に多様な情報提供する。第2放送は、1日18時間30分の放送時間とし、語学を中心とする体系的な講座番組や多様な教養番組を編成して、生涯学習番組等の充実を図ることとともに、新たに在日外国人向けの番組を編成する。また、FM放送は、1日10時間の放送時間とし、高音質の特性を生かして、クラシック音楽を中心に、多様な音楽番組を提供する。

地域から全国への情報発信を一層拡充することともに、地域放送については、それぞれの地域に応じたきめ細かな情報の提供と地域の課題に取り組む番組の充実に努めることとし、総合放送1日2時間、第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とした弾力的な放送時間により、地域情報番組を提供する。

テレビジョン音声多重放送については、テレビジョン放送の一部の番組について、ステレオ放送、2か国語放送及び解説放送を行う。特に解説放送においては、視力障害者向けの放送を行う。

テレビジョン文字多重放送については、ニュース、地域情報及び番組ガイド等の各種情報を刷新とともに、聴覚障害者向けの字幕番組の拡充を行う。また、FM文字多重放送を開始する。

海外への番組提供については、日本人に対して情報を提供することを目的として、日本やアジアの情報番組を世界に向けて積極的に提供する。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これらに要する経費は、番組制作に1,626億6,077万6千円、番組の編成企画等に116億3,260万6千円で、総額1,742億9,388万2千円である。

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対応し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、527億1,996万4千円である。

以上により、国内放送費総額は、2,270億1,334万6千円となり、前年度2,147億3,076万円に

対して、122億8,258万6千円の増額となる。

(2) 国際放送

日本の実情をいち早く正しく諸外国に伝え、国際間の相互理解と諸外国との経済・文化交流の一層の促進に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、音声による国際放送に加えて、映像による国際放送を開始する。

音声による国際放送については、1日05時間の放送時間とし、受信改善を図るため、海外中継を拡充するとともに、ニュース・情報番組の充実を図る。

映像による国際放送については、欧洲向けに1日3時間10分程度、北米向けに1日5時間程度の放送時間とし、ニュース・情報番組を中心にはじめる。

このため、総額63億6,107万4千円となり、前年度46億4,233万5千円に対して、17億1,873万9千円の増額となる。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、効率的・効率的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

このため、総額547億324万6千円となり、前年度518億7,732万3千円に対して、28億2,582万3千円の増額となる。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、阪神・淡路大震災の被災地域における対策を積極的に実施する。また、衛星放送及びハイビジョン放送受信の積極的な普及活動に努める。

このため、総額20億3,391万円となり、前年度16億9,911万4千円に対して、3億3,479万6千円の増額となる。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固なものとするため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流・対話活動を強化する。

このため、総額28億6,334万5千円となり、前年度26億6,709万4千円に対して、1億9,625万1千円の増額となる。

4 受信契約件数				
(1) カラー契約				
ア 有料契約見込件数				
区	分	平成7年度	平成6年度	増減
年 度 初 期 契 約 件 数		26,763,000	27,072,000	△ 309,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数		2,211,000	2,069,000	142,000
年 度 内 解 約 件 数		2,723,000	2,378,000	345,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	512,000	309,000	△ 203,000
イ 受信料免除見込件数				
区	分	平成7年度	平成6年度	増減
年 度 初 期 免 除 件 数		729,000	727,000	2,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数		36,000	35,000	1,000
年 度 内 解 約 件 数		35,000	33,000	2,000
年 度 内 増 加 免 除 件 数	△	1,000	2,000	△ 1,000

(2) 普通契約  
ア 有料契約見込件数

区 分	平成 7 年度	平成 6 年度	増 減
年度 初頭 契約 件数	781,000	888,000	△ 107,000
年 度 内 新規 契約 件数	35,000	53,000	△ 18,000
年 度 内 解 約 件数	143,000	160,000	△ 17,000
年 度 内 増 加 契約 件数	△ 108,000	△ 107,000	△ 1,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成 7 年度	平成 6 年度	増 減
年 度 初頭 免除 件数	146,000	151,000	△ 5,000
年 度 内 新規 免除 件数	2,000	2,000	0
年 度 内 解 約 件数	7,000	7,000	0
年 度 内 增 加 免除 件数	△ 5,000	△ 5,000	0

(3) 衛星カラーキャラクター契約

区 分	平成 7 年度	平成 6 年度	増 減
年 度 初頭 契約 件数	6,549,000	5,802,000	747,000
年 度 内 新規 契約 件数	1,263,000	1,059,000	204,000
年 度 内 解 約 件数	416,000	312,000	104,000
年 度 内 増 加 契約 件数	847,000	747,000	100,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成 7 年度	平成 6 年度	増 減
年 度 初頭 免除 件数	14,000	13,000	1,000
年 度 内 新規 免除 件数	3,000	2,000	1,000
年 度 内 解 約 件数	1,000	1,000	0
年 度 内 増 加 免除 件数	2,000	1,000	1,000

(参考1)  
有料契約見込総数

区 分	カラーキャラクター契約	普通契約	衛星カラーキャラクター契約	普通契約	衛星カラーキャラクター契約	特別契約	合計
年 度 初頭 契約 件数	26,763,000	781,000	6,549,000	40,000	14,000	34,147,000	
年 度 内 増 加 契約 件数	△ 512,000	△ 108,000	847,000	5,000	1,000	233,000	
年 度 末 契約 件数	26,251,000	673,000	7,396,000	45,000	15,000	34,380,000	

上記のうち神奈川県の区域における受信契約件数

区 分	平成 7 年度	平成 6 年度	増 減
年 度 初頭 免除 件数	14,000	13,000	1,000
年 度 内 新規 免除 件数	3,000	2,000	1,000
年 度 内 解 約 件数	1,000	1,000	0
年 度 内 増 加 免除 件数	2,000	1,000	1,000

(4) 衛星普通契約  
有料契約見込件数

区 分	平成 7 年度	平成 6 年度	増 減
年 度 初頭 契約 件数	40,000	35,000	5,000
年 度 内 新規 契約 件数	9,000	9,000	0
年 度 内 解 約 件数	4,000	4,000	0
年 度 内 増 加 契約 件数	5,000	5,000	0

(5) 特別契約  
有料契約見込件数

区 分	平成 7 年度	平成 6 年度	増 減
年 度 初頭 契約 件数	14,000	13,000	1,000
年 度 内 新規 契約 件数	1,000	1,000	0
年 度 内 解 約 件数	0	0	0
年 度 内 増 加 契約 件数	1,000	1,000	0

(注) 上記(1)～(5)の有料契約見込件数には、阪神・淡路大震災の被災受信契約者に対する期間を定めて行う受信料免除の件数を含む。

(外) 呼び出し

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		4,325,000	21,409,000	1,029,000	26,763,000
年度内増加契約件数	△	280,000	△ 293,000	61,000	△ 512,000
年度末契約件数		4,045,000	21,116,000	1,090,000	26,251,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

(2) 普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		182,000	55,000	3,000	240,000
年度内増加契約件数	△	0	1,000	0	1,000
年度末契約件数		182,000	56,000	3,000	241,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

(3) 衛星カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数		237,000	506,000	38,000
年度内増加契約件数	△	54,000	△ 55,000	1,000
年度末契約件数		183,000	451,000	39,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

(4) 衛星普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		8,000	31,000	1,000	40,000
年度内増加契約件数		0	5,000	0	5,000
年度末契約件数		8,000	36,000	1,000	45,000

(5) 特別契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		1,000	4,000	9,000	14,000
年度内増加契約件数		0	1,000	0	1,000
年度末契約件数		1,000	5,000	9,000	15,000

(外) 邦語

(3) 衛星カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		9,000	1,000	10,000	
年度内増加契約件数	△	1,000	0	△ 1,000	
年度末契約件数		8,000	1,000	9,000	

5 要員計画

区	分	要員員数
事業運営係	事建設	12,910人
合計	合計	203
要員数について	要員数について	13,113

ものである。

(六) 叫(報)

1 資金計画の概要

平成7年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額6,461億7,789万円、事業経費、建設経費、放送債券の償還等による出金総額6,462億540万1千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算5,534億7,903万6千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額5,486億6,307万円を予定する。

3 長期借入金について

このほか、固定資産売却代金3億7,330万円、放送債券償還積立資産の戻入れ49億7,000万円、国際放送関係等交付金収入21億4,640万7千円、有価証券の売却600億9,100万円、受取利息その他の入金197億9,711万3千円を見込む。

以上により入金額は、総額6,461億7,789万円である。

4 出金の部

事業経費5,066億9,952万7千円、建設経費602億6,000万円、放送債券の償還49億7,000万円、出資13億5,000万円、放送債券償還積立資産への繰入れ39億1,800万円、有価証券の購入551億9,100万円、支払利息その他の出金138億1,687万4千円を合わせて出金額は、総額6,462億540万1千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前 期 末 資 金 有 高	44,177,000	44,040,074	44,056,190	48,808,774	—
2 入 受 信 料	169,306,965	128,680,784	183,926,133	164,264,008	646,177,890
長 期 借 入 金	162,518,099	106,263,063	178,860,654	102,021,254	549,663,070
固 定 資 產 売 却 代 金	194,300	0	0	9,132,000	9,132,000
放 送 債 券 償 戻 積 立 質 產 戻 入 代	0	0	0	3,000	3,000
交 付 金 収 入	498,465	732,849	477,558	437,535	4,970,000
有 価 証 券 売 却 金	100,000	18,105,000	100,000	41,786,000	60,091,000
受 取 利 息 そ の 他 の 入 金	5,986,101	3,401,872	4,484,921	5,914,213	18,797,113
3 出 事 業 経 費	169,443,891	128,664,668	179,173,549	168,923,203	646,205,401
	127,985,267	110,421,743	134,993,823	133,298,694	506,699,527

平成7年度資金計画

建 設 経 費	11,377,441	12,941,192	13,854,818	22,086,549	60,280,000
放 送 債 券 債 還	0	0	0	4,970,000	4,970,000
放 送 債 券 債 還 積 立 資 產 繼 入 代	167,000	1,065,500	28,000	89,500	1,350,000
有 価 証 券 購 入	0	0	0	3,918,000	3,918,000
支 払 利 息 そ の 他 の 出 金	2,409,183	4,136,233	2,810,908	4,460,550	13,816,874
4 期 末 資 金 有 高	44,040,074	44,056,190	48,808,774	44,149,489	—

日本放送協会平成7年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣意見  
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成7年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成7年2月

郵 政 大 田

日本放送協会平成7年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣意見  
日本放送協会(以下「協会」という。)の平成7年度收支予算、事業計画及び資金計画は、おむね適切なものと認める。

なお、協会が、阪神・淡路大震災の財政への影響を見込んだ修正を行い、収支予算等を再提出してきただることは、適切な措置であるものと考える。  
また、放送の国際化及びデジタル化の進展、放送と通信の融合等放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、公共放送として、長期的視点に立って、デジタル化への取組等我が国の放送の発展のために必要な先導的役割を積極的に果たしていくべきであり、また、事業計画等の実施に当たっては、特に下記の点に配慮すべきである。

記

- 1 阪神・淡路大震災の被災者への配慮並びに今後の災害時に備えた報道・取材体制の充実及び保有施設の耐震性の点検、強化
- 2 豊かな放送番組の提供と公正な報道を通じた放送番組の充実・向上  
また、衛星第2放送における難視聴解消を目的とする放送の十分な確保
- 3 受信契約の締結及び受信料の収納の効率的・効果的な促進と業務の効率化による経費の節減  
また、衛星放送に係る収支の一層の明確化・透明化
- 4 委託協会国際放送業務の充実等を通じた映像による放送番組の国際交流の積極的推進
- 5 マルチメディア時代に向けた、統合デジタル放送等の先導的技術開発への取組の強化

理由  
日本放送協会から郵政大臣に提出のあった同協会平成7年度收支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的

本件は、日本放送協会の平成七年度收支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には、「おおむね適当なものと認められる。」との郵政大臣の意見が付されている。

二 本件の要旨

収支予算は、受信契約者から徴収する受信料の額及び予算経理の準則を示す予算総則並びに収支予算の款項別金額を、事業計画は、計画概説、建設計画、事業運営計画、受信契約件数及び要員計画を、また、資金計画は、収支予算及び事業計画に基づく資金の出入の計画を定めているものであつて、その要点は次のとおりである。

1 収支予算

(+) 受信料の額は、前年度どおり、次の表のとおりとする。

特 別 契 約	口座振替	訪問集金	継続振替	カラーキャンペーン	普通契約	契約種別	支払区分	月	額	六か月前払額	十二か月前払額
	九九〇円	一、〇四〇円	一、七七〇円	一、八二〇円	一、一三、一四〇円	一、一五〇円	訪問集金	八四〇円	四、八一〇円	九、三七〇円	一、三七〇円
	五、六三〇円	一〇、九七〇円	一、一五〇円	一〇、一五〇円	一〇、三五〇円	一〇、四四〇円	訪問集金	七五〇円	七、五一〇円	一四、六三〇円	七、八〇〇円
	一〇、九七〇円	一一、五四〇円	一九、七八〇円	一〇、一五〇円	一〇、三五〇円	一〇、四四〇円	訪問集金	八九〇円	五、一〇〇円	一四、六三〇円	一、三七〇円

なお、沖縄県については、特別契約を除き、特例措置として、次の表のとおりとする。

衛星カラーキャンペーン	普通契約	カラーキャンペーン	訪問集金	継続振替	口座振替	訪問集金	継続振替	口座振替	訪問集金	継続振替	口座振替
	一、六三〇円	一、六八〇円	一、一〇〇円	一、六三〇円	一、六八〇円	一、一〇〇円	一、六三〇円	一、六八〇円	九、六一〇円	一一、三一〇円	一二、〇一〇円
	九、三三〇円	九、三三〇円	一八、一八〇円	九、三三〇円	九、三三〇円	一八、一八〇円	九、三三〇円	九、三三〇円	一八、七五〇円	一三、四四〇円	一二、〇一〇円

(+) 収支予算の見積は、次のとおりである。

(一般勘定)

(事業収支)  
事業収入  
事業支出  
事業収支差金  
(資本収支)

五千七百七億八千四百九十四万四千円  
△二十六億七千八百七十四万一千円

七百三十一億七千六百七十四万三千円  
七百四億九千八百万千瓦

二十六億七千八百七十四万一千円

(受託業務等勘定)  
資本支出  
資本収支差金

(事業収支)  
事業収入  
事業支出

事業収入  
事業支出  
事業収支差金

五千五百円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

五億円  
四億三千万円  
七千万円

五千五百円







基金に係る勘定を他の勘定と統合する等所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

### 1 電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正関係

#### (一) 目的

電気通信基盤充実臨時措置法の目的として、高度有線テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を講ずることを追加する。」

#### (二) 定義

高度有線テレビジョン放送施設とは、有線テレビジョン放送(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百四十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう。以下同じ。)を光伝送的方式を用いてデジタル信号により送信することを可能とする同条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設であつて、有線テレビジョン放送の利便性を著しく高めるためのもの(これを設置するための建物その他の工作物を含む。)をいうものとすること。

(2) 高度有線テレビジョン放送施設整備事業とは、高度有線テレビジョン放送施設の整備を行う事業をいうものとする。(通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)第二十八条第一項に規定する業務の特例として行う業務に、次の業務を

追加すること)。

(1) 第四条第一項の認定を受けた実施計画(以下「認定計画」という。)に係る高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

(2) 認定計画に係る次に掲げる電気通信基盤充実事業においてそれぞれ次に掲げる施設が整備される場合に、その施設の整備に必要な資金の借入れであつて社会資本の整備の促進のために行われる政令で定める資金の貸付けに係るものについての利子の支払いに必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

ア 高度通信施設整備事業 端末系光幹線用いてデジタル信号により送信することを可能とする同条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設であつて、有線テレビジョン放送の利便性を著しく高めるためのもの(これを設置するための建物その他の工作物を含む。)をいうものとすること。

イ 高度有線テレビジョン放送施設整備事業 光幹線路(光ファイバを用いた線路であつて、端末設備に接続されるものの幹線部分をいう。)及び端末系光端局装置(光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であつて、端末系光幹線路に接続されるものをいう。)

二 通信・放送機構法の一部改正関係

この他所要の規定の整備を行うこと。その他の他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理するものとする。機構は、(2)に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。

六号)について所要の改正を行つて。財源に充てるための費用を補助することができるものとすること。

四 高度電気通信施設整備促進基金

費の財源に充てるため、高度電気通信施設整備促進基金を設けるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、高度情報通信基盤の早期かつ全国的な流通の円滑化のための基盤の充実を図るために、所要の改正を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成七年度一般会計予算(郵政省所管)に機構への補助金二十三億円が計上されている。

右報告する。

平成七年三月十六日

衆議院議長 土井たか子殿

[別紙]

電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

三 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 通信・放送開発法について所要の改正を行うこと。

(三) 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十

一 光ファイバ網の整備が今後の情報通信機能の高度化に不可欠であることにかんがみ、光ファイバ網の早期かつ全国的な整備を図るため、本法に基づく第一種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送事業者に対する支援措置の実施に必要な資金の確保に努めるとともに、ふるさと財團の無利子融資制度の拡充し、有線テレビジョン放送が、高度化・多様化している国民の情報ニーズに有効に応えるマルチ

メディア時代の中核的情報通信基盤の一つとして期待されるものであることにかんがみ、その施設の一層の高度化を図るとともに、普及の促進に努めること。

国民健康保険法等の一部を改正する法律案  
右国会に提出する。

平成七年一月三日

内閣総理大臣 村山 富市

国民健康保険法等の一部を改正する法律  
(国民健康保険法の一部改正)

第一条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百七十二条)を次のように改正する。  
目次中「第九章 審査請求(第九十一条—第一百七十二条)」を「第九章 審査請求(第九十一条—第一百七十二条)」とし、「高額な医療に係る交付金事業等(第百四条—第百七十二条)」に改める。

第六十八条の二第一項中「この条において」を削る。

第一百四条の前に次の章名を付する。

第九章の二 高額な医療に係る交付金事業  
等

第一百四条から第百七条までを次のように改める。

(高額な医療に係る交付金事業)

第一百四条 連合会は、高額な医療に関する給付の発生が国民健康保険の財政に与える影響を緩和するため、その会員である市町村に対して高額な医療に関する給付に係る交付金を交

付する事業を行うことができる。

2 第四十五条第六項に規定する厚生大臣が指定する法人(以下単に「指定法人」という。)は、連合会からの拠出金その他の当該事業に必要な経費に充てるために支出された金銭を財源として、連合会に対して前項に規定する事業のうち著しく高額な医療に関する給付に係るものについて交付金を交付する事業を行なうことができる。

(保健事業等に関する援助等)

第一百五条 連合会及び指定法人は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、市町村が行う第八十二条第一項及び第二項に規定する事業、療養の給付等に要する費用の適正化のための事業その他の事業(以下この条において「保健事業等」という。)に関する調査研究及び保健事業等の実施に係る市町村相互間の連絡調整を行うとともに、保健事業等に関し、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の措置)

第一百六条 国及び地方公共団体は、前条の規定により連合会又は指定法人が行う事業を促進するために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第一百七条 削除

第一百六条の二の見出し中「入所」の下に「又は入院」を加え、同条中「身体障害者更生援護施設への入所措置」の下に「精神保健法(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定による国若しくは都道府県の設置した精神

病院若しくは指定病院への入院措置」を加え、「又は老人福祉法」を「若しくは老人福祉法」に改め、「採られたため」の下、「又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第二十九条第一項の規定による結核療養所(結核患者を収容する施設を有する病院を含む。)への入所命令がされたため」を加え、「採られた際」を「採られ、又は当該命令がされた際」に改める。

附則第十二項及び第十三項中「及び平成六年度」を「から平成八年度までの各年度」に改める。  
(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第七百三条の四第十七項中「五十万円」を「五十二万円」に改める。

第七百三十二条の五に次の一項を加える。

第七百三十二条の五に次の一項を加える。

2 前条第三項の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額の一般被保険者に係る國民健康保険税の課税総額に対する割合が政令で定める基準に該当する市町村は、前項の規定による減額がされない國民健康保険税の納稅義務者である世帯主及びその世帯に属する國民健康保険の被保険者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が政令で定める金額を超えない場合(当該市町村長が、これらの者の前年からの所得の状況の著しい変化等により國民健康保険税の減額が適当でないと認めるときを除く。においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによつて、当該納稅義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

附則第三十五条の四中「第七百三条の五」を「第七百三条の五第一項」に改める。  
附則第三十五条の五第一項及び第三十七条中「第七百三条の五中」を「第七百三条の五第一項中」に改める。  
(老人保健法の一部改正)

第三条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。  
第四十八条第一項中「ものの」を「もの又は診療所」に改める。

第五十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「百分の二十を超えるときは百分の二十」を「上限割合(当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね百分の三となる割合として政令で定める割合をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。)を超えるときは上限割合」に、「百分の一」を「百分の一・五」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 第一項第一号イ及び前項の政令を定めるに当たつては、厚生大臣は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第五十六条第三項中「百分の二十を超えるときは百分の二十」を「前々年度における上限割合を超えるときは当該上限割合」に、「百分の一」を「百分の一・五」に改める。

附則  
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第一条中國民健康保険法第百六条の二の改正規定及び次条の規定は、同年七



（大正十一年法律第七十号）第六十九条ノ三に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。)のうち厚生省令で定めるものに該当するものに要する費用（同法第七十九条ノ九第二項に規定する日雇賃出金の納付に要する費用及び新国保法第八十一条の二第一項に規定する療養給付費拠出金の納付に要する費用を含む。第三項において「保険者の給付に要する費用」という。)の当該年度における見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額

二 概算特別調整基準超過保険者以外の保険者特別調整前概算医療費拠出金相当額と特別調整見込額との合計額

前項の特別調整見込額は、当該保険者に係る特別調整前概算医療費拠出金相当額（概算特別調整基準超過保険者にあっては、特別調整前概算医療費拠出金相当額から特別調整対象見込額を控除して得た額）に概算特別調整加算率（すべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を、すべての保険者に係る特別調整前概算医療費拠出金相当額の総額からすべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生大臣が定める率をいう。）を乗じて得た額とする。

3 第一項第一号ロの特別調整基準率は、平成七年度にあっては百分の二十五とし、平成八年度以降附則第四条の規定により医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間の各年度にあっては、一人当たりの老人医療費の動向、新老健法第二十五条规定する七十

4  
歳以上の加入者等の増加の状況 保険者の経営に要する費用の動向、概算特別調整基準超過保険者の数の動向等を勘案し、百分の二十五以上において各年度ごとに政令で定める率とする。  
前項の政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ、新老健法第七条の政令で定める審議会の意見を聽かなければならない。  
平成七年度以降附則第四条の規定により医療

# 国民健康保険法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

機械の取扱いと要旨

<p>三に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。)のうち厚生省令で定めるものに該当するものに要する費用(同法第七十九条ノ九第一項に規定する日雇提出金の納付に要する費用及び新国保法第八十一条の二第一項に規定する療養給付費提出金の納付に要する費用を含む。第三項において「保険者の給付に要する費用」という。)の当該年度における見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額</p> <p>特別調整前概算医療費提出金相当額と特別調整見込額との合計額</p> <p>前項の特別調整見込額は、当該保険者に係る特別調整前概算医療費提出金相当額(概算特別調整基準超過保険者にあっては、特別調整前概算医療費提出金相当額から特別調整対象見込額を控除して得た額)に概算特別調整加算率(すべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を、すべての保険者に係る特別調整前概算医療費提出金相当額の総額からすべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生大臣が定める率を</p>	<p>二 概算特別調整基準超過保険者以外の保険者</p> <p>特別調整前概算医療費提出金相当額と特別調整見込額との合計額</p> <p>前項の特別調整見込額は、当該保険者に係る特別調整前概算医療費提出金相当額(概算特別調整基準超過保険者にあっては、特別調整前概算医療費提出金相当額から特別調整対象見込額を控除して得た額)に概算特別調整加算率(すべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を、すべての保険者に係る特別調整前概算医療費提出金相当額の総額からすべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生大臣が定める率を</p>	<p>三に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。)のうち厚生省令で定めるものに該当するものに要する費用(同法第七十九条ノ九第一項に規定する日雇提出金の納付に要する費用及び新国保法第八十一条の二第一項に規定する療養給付費提出金の納付に要する費用を含む。第三項において「保険者の給付に要する費用」という。)の当該年度における見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額</p> <p>特別調整前概算医療費提出金相当額と特別調整見込額との合計額</p> <p>前項の特別調整見込額は、当該保険者に係る特別調整前概算医療費提出金相当額(概算特別調整基準超過保険者にあっては、特別調整前概算医療費提出金相当額から特別調整対象見込額を控除して得た額)に概算特別調整加算率(すべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を、すべての保険者に係る特別調整前概算医療費提出金相当額の総額からすべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生大臣が定める率を</p>	<p>(大正十一年法律第七十号)第六十九条ノ一に規定する費用の動向、概算特別調整基準超過保険者の数の動向等を勘案し、百分の二十五以上において各年度ごとに政令で定める率とする。</p> <p>4 前項の政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ、新老健法第七条の政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 平成七年度以降附則第四条の規定により医療費提出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間の各年度の確定医療費提出金の額については、新老健法第五十六条第一項の規定にかかるらず、第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、第三項中「一人当たりの老人医療費の動向、新老健法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向、概算特別調整基準超過保険者の数の動向等を勘案し、百分の二十五以上において各年度ごとに政令で定める率」とあるのは、「国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第二号)附則第八条第三項の政令で定める率」と読み替えるものとする。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め</p>
--	--	--	--

老人医療費積立金の算定に用いられる人が年齢の上限を上回る国民健康保険の保険者数の著しい増加等に対応し、老人保健制度の安定を図るため、当該上限となる割合の引上げ等老人医療費積立金制度の所要の見直し等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1

結核療養所への入所命令がされたための市町村の区域内に住所を有するに至った被保険者であって、当該措置が採られ、又は当該命令がされた際現に他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものは、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする特例措置を講ずること。

四 市町村が、国民健康保険の財政の安定化

(五) 等に資するため、一般会計から、保険者たる市町村の責めに帰することができない理由により国民健康保険の財政が受ける影響を勘案して算定した額を国民健康保険特別会計に繰り入れることができる」とした措置を平成八年度まで延長すること。  
国及び地方公共団体の負担による国民健

〔二〕 国民健康保険税の課税限度額を五十万円から五十二万円に引き上げること。  
〔三〕 被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額の国民健康保険税の課税総額に対する割合が政令で定める基準に該当する

理  
由

国民健康保険制度における高齢化の進展、低所得者層の増加、小規模保険者への増加等に対応し、国民健康保険財政の安定化等を図るため、高額な医療に係る交付金事業に関する規定の創設、国民健康保険税の減額制度の拡充等を行うとともに、

平成七年三月十七日 衆議院会議録第十六号

市町村は、納税義務者である世帯主及びその世帯に属する被保険者に係る総所得金額及び山林所得金額の合算額が政令で定める金額を超えない場合(当該市町村長が、国民健康保険税の減額が適当でないと認めるときを除く。)においては、政令で定める基準に従い条例で定めるところによって、国民健康保険税を減額するものとする。

### 3 老人保健法の一部改正等

#### (一) 老人加入率の上下限の引上げに関する事項

(1) 老人加入率の上下限の引上げに関する事項  
 (2) 老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上限を百分の二十から上限割合(当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね百分の三となる割合として政令で定める割合)に、老人加入率の下限を百分の一から百分の一・五に、それぞれ改めること。

(2) (1)の政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ老人保健法第七条の政令で定める審議会(以下「審議会」という。)の意見を聽かなければならないものとすること。  
 (3) 老人加入率の上下限の引上げに係る特例に関する事項  
 (1)にかかわらず、個別に規定する老人医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間に係る老人加入率の上下限については、次のとおりとする。  
 と。

ア 平成七年度における老人加入率の上

#### 下限の特例

老人加入率の上限については百分の二十二とし、下限については百分の一・四とする。

イ 平成八年度以降に規定する老人医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間における老人加入率の上下限の特例

老人加入率の上限については、各医療保険の運営の状況等を勘案し、百分の二十四以上百分の二十六以下において各年度ごとに政令で定める割合とし、下限については百分の一・四とする。

ウ イの政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ審議会の意見を聽かなければならぬものとすること。

#### (二) 実質的負担の著しく多い老人医療費拠出金に係る特別調整の実施に関する事項

##### (1) 平成七年度以降に規定する老人医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間の各年度の老人医療費拠出金の額の算定に当たっては、老人医療費拠出金の実質的負担額(老人医療費拠

金に係る特別調整の実施に関する事項  
 の政令で定める審議会(以下「審議会」という。)の意見を聽かなければならないものとすること。  
 (3) 老人加入率の上下限の引上げに係る特例に関する事項  
 (1)にかかわらず、個別に規定する老人医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間に係る老人加入率の上下限については、次のとおりとする。  
 と。

ア 平成七年度における老人加入率の上

#### (特別調整基準率を超えて老人医療費拠出金を負担する部分)を、拠出金額に応じ、全保険者に再分配する方法により、調整する措置を講ずるものとすること。

(2) (1)の特別調整基準率は、平成七年度にあっては百分の二十五とし、平成八年度に以降に規定する老人医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間における老人加入率の上下限の特例

間においては、一人当たりの老人医療費の動向、七十歳以上の加入者等の増加の動向、概算特別調整基準超過保険者の数の動向等を勘案し、百分の二十五以上において各年度ごとに政令で定める率とすること。

(3) (2)の政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ審議会の意見を聽かなければならぬものとすること。

(3) 公費負担割合が五割となる老人医療費の対象拡大

診療所の病床のうち、適切な看護が行われるものとして政令で定めるものに係る老人医療費を、公費負担割合が五割となる老人医療費の対象に加えること。

#### (四) 検討

政府は、この法律の施行後における老人医療費の動向、各医療保険の運営の状況、この法律の施行後三年以内を目途として、老人医療費拠出金の算定方法に関する検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講

#### するものとすること。

#### 4 施行期日等

(一) この法律は、平成七年四月一日から施行すること。ただし、(1)については、同

年七月一日から施行すること。

(二) その他所要の経過措置を設けること。

#### (二) 議案の可決理由

##### 二

国民健康保険財政の安定化等を図るため、高額な医療に係る交付金事業に関する規定の創設、国民健康保険税の減額制度の拡充等を行うとともに、老人保健制度の安定を図るため、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上限となる割合の引上げ等老人医療費拠出金制度の所要の見直し等を行おうとすることは時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

#### (三) 本法施行に要する経費

平成七年度一般会計予算(厚生省所管)において、国民健康保険の保険基盤安定制度に係る国庫負担の改正により定額負担として百七十億円が計上されており、これに伴う支出減は四百五十三億円の見込みであり、高額医療費共同事業の拡充に係る国庫補助として二十億円が計上されている。

また、老人保健法改正による国庫負担の支出減は二百八億円の見込みである。

#### 右報告する。

平成七年三月十五日

厚生委員長 岩垂寿喜男

衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕

## 国民健康保険法等の一部を改正する法律案

## に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 今回の制度改正が暫定措置であることにかんがみ、構造的問題を抱える国民健康保険制度の長期的安定を図るため、その抜本的な改革を早急に行うとともに、医療保険制度全体の給付と負担の公平化のための一元化に向けた取組みを進めること。

二 国民健康保険制度については、医療費の地域間格差を是正するため、地域の実情に応じた医療費適正化対策等を進めるとともに、セセプト審査の充実や保険料の収納率の向上等に努めること。また、保険料負担の平準化に継続的に努力すること。

三 二十一世紀が高齢者が健やかに安心して生涯を過ごせる長寿社会となるよう、新ゴーランドプランを積極的に推進すること。その際、健康診査、機能訓練等老人保健事業の一層の充実を図るとともに、国民健康保険においても、新ゴーランドプランの積極的支援等保健事業の拡充を図ること。

四 老人医療費提出金制度のあり方の三年以内の見直しに当たっては、新たな公的介護システムの検討等を踏まえ、適切に対応すること。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成七年三月七日

内閣総理大臣 村山 富市

## 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 今回の制度改正が暫定措置であることにかんがみ、構造的問題を抱える国民健康保険制度の長期的安定を図るため、その抜本的な改革を早急に行うとともに、医療保険制度全体の給付と負担の公平化のための一元化に向けた取組みを進めること。

二 国民健康保険制度については、医療費の地域間格差を是正するため、地域の実情に応じた医療費適正化対策等を進めるとともに、セセプト審査の充実や保険料の収納率の向上等に努めること。また、保険料負担の平準化に継続的に努力すること。

三 二十一世紀が高齢者が健やかに安心して生涯を過ごせる長寿社会となるよう、新ゴーランドプランを積極的に推進すること。その際、健康診査、機能訓練等老人保健事業の一層の充実を図るとともに、国民健康保険においても、新ゴーランドプランの積極的支援等保健事業の拡充を図ること。

四 老人医療費提出金制度のあり方の三年以内の見直しに当たっては、新たな公的介護システムの検討等を踏まえ、適切に対応すること。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

4 第二項の規定により変更の許可を受けようと/orする販売業者及び賃貸業者は、その変更の許可の申請の際に、許可証を科学技術庁長官に提出しなければならない。

第十八条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。  
第十九条第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、第十九条の二第四項を次のように改める。

第二項の規定により変更の許可を受けようと/orする廃棄業者は、その変更の許可の申請の際に、許可証を科学技術庁長官に提出しなければならない。

第二十二条中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、第二十二条中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第十八条の二第一項、第十九条及び第十九条の二中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第十九条の二第一項中「販売業者」の下に「及び賃貸業者」を、「販売業者」の下に「又は賃貸業者」を加え、同条第一項中「販売業者」の下に「又は賃貸業者」を加え、同条第一項中「販売業者」の下に「又は賃貸業者」を加え、同条第一項中「販売業者」の下に「又は賃貸業者」を加える。

第十二条の二第一項中「販売業者」の下に「及び賃貸業者」を、「販売業者」の下に「又は賃貸業者」を加え、第十二条の二第一項中「販売業者」の下に「又は賃貸業者」を加える。

「売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第十七条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第十八条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第十九条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第二十条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第二十一条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第二十二条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第二十三条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第二十四条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第二十五条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第二十六条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第二十七条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第二十八条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第二十九条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第三十条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第三十一条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第三十二条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第三十三条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第三十四条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第三十五条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第三十六条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第三十七条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第三十八条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第三十九条第一項中「使用者、販売業者」の下に「賃貸業者」を加え、同項第一項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。



官 報 (号 外)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

國會に出席する。

平成七年三月廿日

內陸經理大圖時代亞理

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求める件

政府は、所得に対する租税に関する「重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約及び同条約を改正する議定書について、規定の整備を図るため、全面的な改正を行うこと」とし、平成七年三月三日にパリで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約に署名した。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない。)についても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの

(b) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国 の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、

第四条 1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべ

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約  
日本国政府及びフランス共和国政府は、所得に対する租税に關し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結する」とを希望して、  
次のとおり協定した。

第一条  
この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

國の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「フランス」とは、フランス共和国のうちのヨーロッパ県及び海外県(これらの県に係る領海を含む。)並びにこれらの県の外側に位置する水域でフランス共和国が国際法に基づき海底及びその下にある天然資源の探査及び開発のための主権的権利を有する水域をいう。

(i) フランスについては、フランスの国籍を有するすべての個人及びフランスで施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体をいう。

(ii) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関する日本国の方令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

平成七年三月十七日 衆議院会議録第十六号

所得に対する租税に関する二重課税について承認を求めるの件及び同報告書



の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行ふ場合には、その企業が利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対しても、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことの条件として、一方の締約国が他方の締約国内における恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

### 4 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、

経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

### 5 恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

### 6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき

正當な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

### 第八条

1 一方の締約国が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対する課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、フランスの企業である場合には日本国における事業税及び事業所税を免除され、日本国のある場合にはフランスにおける職業税及び職業税付加税を免除される。前段に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条の署名の日の後に課される租税であつて

たとしたならば当該他方の締約国において課された、当該一方の締約国は、その合意された

利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条の他の規定に妥当な考

慮を払う。

### 第九条

#### 第十一条

1 (a) 一方の締約国が他方の締約国に参加していることによつて取扱する利得についても、適用する。

2 (a) 同一の者が一方の締約国に企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

3 一方の締約国に居住する法人が他方の締約国に居住者に支払う配当に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

4 当該配当を支払う法人がフランスの居住者である法人であつて、利得の分配に係る事

業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じてのみ租税を課することができる。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の單なる購入を行つたことを理由としては、いかな

る利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国に企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに對しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国に企業の利得を他方の締約国が当該他方の締約国に企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国との権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該他方の締約国に企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対し当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条の他の規定に妥当な考

慮を払う。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は

国際経営共同体に参加していることによつて取扱する利得についても、適用する。

4 (i) 当該配当を支払う法人がフランスの居住者である場合には、当該法人の発行済株式の少なくとも十五パーセント(間接に所有されるものを含む)。

(ii) 当該配当を支払う法人が日本国に居住する場合には、当該法人の議決権株式の少なくとも十五パーセント。

(iii) (ii)及び(i)の規定にかかわらず、1の配当に對しては、当該配当の受領者が当該配当の受益者であり、かつ、一方の締約国の適格居住者である法人であつて、利得の分配に係る事

業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じてのみ租税を課することができる。

(iv) 当該配当を支払う法人がフランスの居住者である場合には、当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条の他の規定に妥当な考

慮を払う。

5 (i) 当該配当を支払う法人が日本国に居住する場合には、当該法人の議決権株式の少なくとも十五パーセント。

(ii) (i)及び(iv)の規定にかかわらず、1の配当に對しては、当該配当の受領者が当該配当の受益者であり、かつ、一方の締約国の適格居住者である法人であつて、利得の分配に係る事

業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じてのみ租税を課することができる。

(iii) 当該配当を支払う法人がフランスの居住者である場合には、当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条の他の規定に妥当な考

慮を払う。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき

正當な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

## 官 報 (号 外)

者である場合には、当該法人の発行済株式の少なくとも十五パーセント(間接に所有されるものを含む。)

(ii) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の譲渡権株式の少なくとも十五パーセント。

(d) この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 (a) 2(c)の規定の適用上、「締約国の適格居住者」とは、締約国の居住者である法人であつて次の(i)又は(ii)に規定する条件を満たすものをいう。

(i) 当該法人の株式がいずれか一方の締約国の公認の株式取引所において通常取引されていること。

(ii) 当該法人の発行済株式の五十パーセントを超える株式が、次の(a)から(d)までに掲げるもののうちのいずれかによって直接又は間接に所有されていること。

(iii) いずれか一方の締約国若しくは適格国の政府若しくは地方公共団体、これらの関又は(a)(b)及び(c)に掲げる一若しくは二以上の個人若しくは法人の組合せ。

(iv) (i)の規定にかかるらず、一方の締約国の居住者である法人が発行した株式は、当該法人と適格国の居住者(所有の連鎖の中にある中間の法人であるものを除く。)との間の所有の連鎖において、当該所有の連鎖の中にある中間の法人のうちのいずれかがいづれか一方の締約国又は適格国の居住者である一又は二以上の個人若しくは二以上の法人であつてその株式がいづれかに一方の締約国の公認の株式取引所において通常取引されているもの又は適格国の居住者である一若しくは二以上の法人であつてその株式が当該過

格国の公認の株式取引所において通常取引されているもの。

(d) (a)から(d)までに掲げる一又は二以上の政府、地方公共団体、機関、個人又は法人の組合せ。

(a)(b)の規定の適用上、株式は、当該株式がいずれかの所有の連鎖の中にある一又は二以上の中間の法人によって所有される場合であつて、当該連鎖の中にある中間の各法人の発行済株式の五十パーセントを超える株式が、次のいずれかによつて所有されているときは、間接に所有されているものとされる。

(a) 当該連鎖の中にある一又は二以上の中間の法人。

(b) いづれか一方の締約国若しくは適格国の政府若しくは地方公共団体、これらの関又は(a)(b)及び(c)に掲げる一若しくは二以上の個人若しくは法人。

(c) (a)及び(b)に掲げる一又は二以上の政府若しくは地方公共団体又はこれら機関。

(d) いづれか一方の締約国又は適格国の居住者である。

4 (a) 日本国の居住者は、フランスの居住者である法人が支払う配当であつてフランスの居住者が受領したとしたならばタックス・クレジットを受ける権利を有することとなるものを当該配当の受益者として受領する場合は、フランスの国庫から当該タックス・クレジットの額に等しい額の支払を受ける権利を有する。当該支払を受ける額は、2(a)の規定により租税により租税を課される。

(b) (a)の規定は、次の(i)又は(ii)に該当する日本国居住者についてのみ適用する。

(i) 個人。

(ii) (a)の配当を支払う法人の発行済株式の少なくとも十五パーセントを直接又は間接に所有する法人以外の法人。

(c) (a)の規定は、配当の受益者が、当該配当及びフランスの国庫からの当該支払に対し日本国の租税を課されることとなる場合にのみ適用する。

(d) (a)に規定するフランスの国庫からの支払の額は、この条約の適用上配当とみなす。

(e) (a)及び5の規定は、日本国の居住者である配当の受益者が、フランスの国税当局から要求がある場合において、自分が配当の支払の基因となつた株式の所有者であることを証明しないとされない。

5 (a) 専ら退職後の給付を確保することを目的として日本国において設立され又は組織された集合年金基金であつて日本国の租税が免除されるものについては、この条の規定(4の規定を除く。)の適用上日本国の居住者とみなす。当該基金が、フランスの居住者である法人が支払う配当であつてフランスの居住者が受領したとしたならばタックス・クレジットを受ける権利を有することとなるものを当該配当の受益者として受領する場合には、当該基金は、当該配当を支払う法人の発行済株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有しない場合に限り、フランスの国庫から当該タックス・クレジットの額の八十五分の三十一に等しい額の支払を受ける権利を有する。当該支払を受ける額は、2(a)の規定により租税を課される。

(b) フランスの税法に規定する配当の額に対するタックス・クレジットの額の割合が二分の一から変更された場合には、フランスは、(a)の規定に従つて与えられる支払の額が当該配当の規定に従つて与えられる支払の額が当該配当に一致するよう(b)に規定する割合を変更する。

(c) (a)に規定するフランスの国庫からの支払の額は、この条約の適用上配当とみなす。

(d) 4及び5の規定は、日本国の居住者である配当の受益者が、フランスの国税当局から要求がある場合において、自分が配当の支払の基因となつた株式の所有者であることを証明しないとされない。

きは、適用しない。

7 フランスの居住者である法人が支払う配当を受領する日本の居住者であつて、4に規定するフランスの国庫からの支払を受ける権利を有しないものは、当該配当に關し当該配当を支払う法人が実質的に支払った範囲内で前払税の還付を受けることができる。ただし、当該還付の額は、5に規定するフランスの国庫からの支払を受ける場合には、当該支払の額だけ減額される。当該還付される前払税の額は、この条約の適用上配当とみなす。2の規定は、当該還付される額に適用する。

8 この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株式、発起人持分その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

9 1から5まで及び7の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定による。

10 一方の締約国のある法人が他方の締

約国から利得又は所得を取得する場合には、当

該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るとき

においても、当該配当(当該他方の締約国居

住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内

にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関

連を有するものである場合の配当を除く。)に対

していかなる租税も課することができず、ま

た、当該留保所得に対して租税を課することが

できない。

### 第十一條

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合は、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国政府、当該他方の締約国の中銀銀行又は当該他方の締約国政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の中銀銀行若しくは当該他方の締約国政府の所有する金融機

関によって保険に付された債権、これらによつて保証された債権又はこれらによる間接融資に

係る債権に關し当該他方の締約国居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

(a) フランスについては、

(i) フランス銀行

(ii) フランス政府が所有するその他の金融機

関で両締約国が外交上の公文の交換に

により合意するもの

(b) 日本国については、

(i) 日本銀行

(ii) 日本輸出入銀行

(iii) 日本国政府が所有するその他の金融機関

で両締約国が外交上の公文の交換に

より合意するもの

5 一方の締約国内において生ずる利子であつて、信用供与による設備又は物品の販売に関し他方の締約国居住者に支払われるものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。ただし、当該他方の締約国居住者が当該設備又は物品の販売者である場合に限る。

6 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)をいう。

7 1から3まで及び5の規定は、一方の締約国

の居住者である利子の受益者が、当該利子の生

じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内における固定的施設を通じて独立の人的役務を提供す

る場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

8 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国地方公共団体若しくは居住者で

ある場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者(締約国居住者であるかないかを問わない。)が一

方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

9 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係に超えるときは、この条の規定は、その合意した

とみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、

この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国法令に従つて租税を課することがで

## 官報(号外)

## 第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができます。その租税の額は、

当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテープを含む。)の著作権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。

4 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が、当該使用料又は収入の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設と実質的な関連を有する場合において、当該使用料又は収入の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用するすべての種類の支払金をいう。

5 1、2及び4の規定は、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテープを含む。)の著作権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。

6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である法人の株式の譲渡によって取得する収益に対しては、次のことを条件として、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

(i) 当該譲渡者が保有し又は所有する株式(当該譲渡者の特殊関係者が保有し又は所有するものと合算されるものを含む。)の数が、当該課税年度中のいかなる時点においても当該法人の発行済株式の少なくとも二十五パーセントであること。

(ii) 当該譲渡者及びその特殊関係者が当該課税年度中に譲渡した株式の総数が、当該法人の発行済株式の少なくとも五パーセントであること。

7 使用料又は収入の支払の基因となつた使用権利又は情報について考慮した場合において、使用料又は収入の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料又は収入の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対する施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的

## 第十三条

1 第六条に規定する不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課すことができる。

2 (a) 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の株式の譲渡によって取得する収益に対しては、次のことを条件として、当該他方の締約国において租税を課すこと

ができる。

4 2及び3の規定にかかわらず、一方の締約国

の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産(不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供する場合において、当該他方の締約国内に有する恒久的施設の譲渡によって得する財産を除く。)に對しては、当該他方の締約国においてその譲渡を課すことができる。

5 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

6 1から6までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に對しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課すことができる。

7 1から6までの規定は、前条5に規定する收

入については、適用しない。

## 第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独

立の性格を有する活動について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に對しては、当該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

## 第十五條

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金

その他のこれらに類する報酬に對しては、勤務が

他方の締約国内において行われない限り、当該

一方の締約国においてのみ租税を課することが

できる。勤務が他方の締約国内において行われ

る場合には、当該勤務から生ずる報酬に對しては、

当該他方の締約国において租税を課するこ

とができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に對しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が継続するいかなる十二箇月の期間においても合計百八十三日を超えない期間當該他方の締約国内に滞在すること。

立の性格を有する活動について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に對しては、当該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

## (b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国が企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に對しては、当該一方の締約国において租税を課することはできる。

一方の締約国において租税を免除する。

2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国に運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することはできる。

(b) もっとも、そのような活動がいずれかの締約国若しくはいずれかの締約国の方公共団体の公的資金又はいずれかの締約国の方公共団体による実質的な賄われる場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

(i) 当該他方の締約国の国民  
(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

である。法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

一方の締約国において租税を課することはできる。

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国に居住者に支払われた退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

一方の締約国又は当該一方の締約国の方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができます。

1 (a) 公務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の方公共団体に対し提供される役務につき、個人に對し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の方公共団体によつて支払われる報酬(退職年金を除く。)に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

2 (a) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(b)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の方公共団体に

おいて租税を課することができる。

当該他方の締約国において租税を免除する。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(b)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の方公共団体に

おいて租税を課することができる。

1 (a) 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現在の直前に他方の締約国の方公共団体に

がその生計、教育又は訓練のために受け取る給付に對しては、当該一方の締約国において租税を課さない。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

2 政府又は宗教、慈善、學術、文芸若しくは教

育の團体から支払われる主として勉學又は研究のための交付金、手当又は奨励金の受領者とし

所得に対する租税に関する二重課税について承認を求めるの件及び同報告書

五〇

て、二年を超えない期間一方の締約国内に一時的に滞在する個人であって、現に他方の締約国

ない。)で前各条に規定がないものに対してもは、当該一方の締約国においてのみ租税を課する」とができる。

は、当該所得に帰せられるフランスの租税の額

には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるフランスの租税を考慮に入れるものとする。

金、手当又は奨励金について、当該一方の締約国において租税を免除される。

の使用者として又はこれらの企業若しくは団体との契約に基づき、専らこれらの企業若しくは団体以外の者から技術上、職業上又は事業上の経験を習得するため、一年を超えない期間一方の締約国内に一時的に滞在する個人であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものは、自己の生計のための当該他方の締約国か

得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

(b) (a)に規定する「フランスの租税」には、第二条1項の規定にかかわらず、フランスのために課されるすべての租税を含む(総所得に対して課されるものであるか)所得の要素について譲られるものであるかを問わず、動産又は不動産の譲渡から生ずる収益に対する租税を含む。)  
日本国以外の国において納付される租税を日

2 状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この一の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。

一方の締約国的企业が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約

第二十二条

一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため当該一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間滞在する個人であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものは、その教育又は研究に係る報酬でその者が当該他方の締約国において租税を課されるものにつき、当該他方の締約国においてのみ租税を課される。

1 の規定は、主として特定の者の私的利息のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

1の規定は、主として特定の者の私的利息のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

日本国において生ずる所得であつてこの条約の規定に従つて日本国において租税を課すことができるもの又は日本国においてのみ租税を課すことができるものについては、当該所得の受益者がフランスの居住者であり、かつ、当該所得がフランスの法令上法人税の免除の対象とされない場合には、フランスの租税の計算上考慮に入れるものとする。この場合において、日本国の租税は、当該所得から控除することはできないものとするが、当該受益者は、これをフランスの租税から控除する権利を有する。当該控除の額は、次の額に等しいものとする。

(i) (ii) に規定する所得以外のものについて

去之以同聲

1

日本国の租税から控除することに関する日本国の命令に従い、

日本国の居住者がこの条約の規定に従つてフランスにおいて租税を課される所得をフランスにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるフランスの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国(の)租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国(の)租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

フランスにおいて取得される所得が、フランスの居住者である法人により、その議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合

4 3. 一方の締約国の企業であつて、その資本の全部  
が適用される場合を除くほか、一方の締約国  
の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、  
使用料その他の支払金については、当該企業の  
課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締  
約国の居住者に支払われたとした場合における  
条件と同様の条件で控除するものとする。  
3. 第九条1、第十一條9又は第十二条7の規定  
が適用される場合を除くほか、一方の締約国  
の居住者に課税されるときは、一方の締約國  
に対する、家族の状況又は家族を扶養するた  
めの負担を理由として自國の居住者に認める租  
税上的人的控除、救済及び軽減を他方の締約國  
の居住者に認めることを義務付けるものと解し  
てはならない。

又は一部が他方の締約国の「又は」以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条の規定は、第一条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

## 第二十五条

1 いすれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該いすれか一方の又は双方の締約国に定める救済手段とは別に、自分が居住者である締約国のある当局に対しても又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国との限がある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるとの合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国のある当局は、この条約の解

税又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することがで合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

## 第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約若しくはこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。)を実施するため必要な情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対するのみ開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報をできる。これららの目的のためにのみ使用することができこれららの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置を

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

3 第二十七条

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

1(a) 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徴収するよう努める。その徴収を行うようにして徴収された金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。

1(b) 日本国は、第十条に規定するフランスの国庫からの支払又は還付が、当該支払又は還付を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該支払又は還付に係る金額を取り戻すよう努める。日本国は、このようにして取り戻された金額につきフランスに対して責任を負う。

一方の締約国の公認投資基金に参加する者が、当該基金の取得する配当又は利子の受益者として、第十条又は第十二条の規定により認められる特典を受ける権利を有する場合には、フランスについては当該基金の運用者が、日本国については当該基金の受託者が、当該基金のうち当該特典を受ける権利を有する者によって保有される部分に對応する額を限度として、当該特典の請求を行うことができる。他方の締約国は、当該請求の全部又は一部を承認するに当たって、当該一方の締約国と協議した後、当該基金に参加する者のうち当該特典を受ける権利を有しない者に対して当該特典を認めることを排除するため適切と認める条件を課すことができる。当該請求の承認は、当該基金に参加する者が第十条又は第十二条の規定により受ける権利を有しない特典に係る租税又は支払若しくは還付について、当該他方の締約国が追徴し又は返還を請求する権利を有するものではない。

## 第二十九条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則なる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第二十八条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則としてはならない。

2 1 この条約は、両締約国がそれぞれの憲法に従って承認されなければならない。この条約は、それらの締約国において憲法上の要件が満たされたことを確認する通告の交換の日の後



基づいて課される利子を免除することにつき合意することができる」とが了解される。

5 條約第十条3に關し、「一方の締約国の居住者である法人は、当該法人が支払う配当の五十パーセントを超える割合について、次の(a)から(d)までに掲げるもののうちのいずれかが受益者である場合には、当該締約国の適格居住者とはみなされない。

(a) 当該締約国若しくは適格國以外の国の政府若しくは地方公共団体又はこれらの政府若しくは地方公共団体が所有する機関

(b) いすれか一方の締約国又は適格國の居住者でない個人

(c) いすれか一方の締約国又は適格國の居住者でない法人であって、その発行済株式の五十パーセントを超える株式が、同条3(a)(ii)(aa)から(c)までに規定する「若しくは二以上の政

府、地方公共団体、機関、個人若しくは法人又はこれらの組合せによつて直接又は間接に

所有されていないもの

(d) (a)から(c)までに規定する「又は二以上の政

府、地方公共団体、機関、個人又は法人の組合せ」

6 條約第十条8に關し、「配当」には、その株主が自己の持分に関連して取得する法人からの分配であつて当該分配を行ふ法人が居住者である

締約國の税法により株式から生ずる所得と同様に取り扱われているものを含むことが了解される。この6の規定の適用上、当該分配は、当該分配に関するフランスのタックス・クレジットが認められない場合であつても、フランスにおいて課税上株式から生ずる所得と同様に取り扱わ

れているものとみなされる。

7 條約第十一條3に關し、「保険に付された債権」とは、次のものをいうことが了解される。

(a) 同条3の規定にかかわらず、千九百九十四年五月十四日の政令第九十四—三百七十六号

の規定に基づきフランス貿易保険会社によつて保険に付された債権

(b) 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の規定に基づき日本国政府によつて保険に付された債権

8 條約第十二条及び第十三条に關し、第十二条

5及び第十三条7の規定は、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画

フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放

送用のフィルム又はデーターを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式

又は秘密工程の真正な譲渡から生ずる収益につ

いては、適用しないことが了解される。当該譲渡からの収益については、第十三条4及び6の規定を適用する。譲渡は、それが当該財産に関するいかなる権利をも譲渡人に残さないものである場合には、真正であるとみなされる。

9 條約第十七条に關し、「特別の法人」には、日本においては、国際交流基金を含むことが了

解される。

10 條約第十九条に關し、次のことが了解される。

(a) 同条の規定は、一方の締約国が自己の所有する機関(専ら公務を遂行するものに従つて、当該所得の受益者であるフランスの居住者が実質的かつ最終的に負担する日本国

の租税の額をいう。

(b) 同条1(a)(ii)に規定する「日本国において納付された租税の額」とは、この条約の規定に従つて、当該所得の受益者であるフランスの居住者が実質的かつ最終的に負担する日本国

の租税の額をいう。

11 條約第二十三条に關し、次のことが了解される。

(a) 第四条の規定にかかわらず、一方の締約国又は領事官又は領事官であつて他方の締約国個人には適用しない。

12 條約第二十三条2に關し、「日本国の法令に従つて、当該所得の受益者であるフランスの居住者が日本国の法令に従つて定められる」といふ。

13 條約第二十四条1に關し、一方の締約国の居住者である個人、法人、組合その他の団体は、当該締約国居住者ではない個人、法人、組合その他の団体とは同様の状況がないことが了解される。

(b) 同条1(b)(ii)の規定は、他方の締約国に滞在する直前に一方の締約国公務員又は当該一方の締約国地方公共団体の公務員であつた個人には適用しない。

14 條約第二十八条に關し、次のことが了解される。

(a) 第四条の規定にかかわらず、一方の締約国又は外交使節団又は領事館の構成員

は第三国に滞在する者は、その者が当該一方の締約国においてその総所得に対する当該一方の締約国居住者と同様の納稅義務を負つ

れる。

15 條約第二十九条に關し、次のことが了解される。

(a) 「一方の締約国公認投資基金」とは、次のものをいう。

(b) 当該一方の締約国がフランスである場合

には、千九百八十八年十一月一十三日の法

律第八十八—一千二百一号に定義する投資共

同基金及び可変資本投資会社。ただし、こ

れらの規定が、条約の署名の日に有効であ

り、かつ、当該署名の日以後改正され

ないか又はその改正がその基本的性格に影

響を及ぼさない程度の軽微な点についての

みのものである場合に限る。

される。この13の規定は、フランスについて

は、法人、組合その他の団体が、第三条1(b)の規定の適用上、それらが居住者である締約国民とみなされる場合であつても、適用する。

16 條約第二十九条に關し、次のことが了解される。

(a) 第四条の規定にかかわらず、一方の締約国

は第三国に滞在する者は、その者が当該一方の締約国においてその総所得に対する当該一方の締約国居住者と同様の納稅義務を負つ

れる。

17 條約第二十九条に關し、次のことが了解される。

(a) 「一方の締約国公認投資基金」とは、次のものをいう。

(b) 当該一方の締約国がフランスである場合

には、千九百八十八年十一月一十三日の法

律第八十八—一千二百一号に定義する投資共

同基金及び可変資本投資会社。ただし、こ

れらの規定が、条約の署名の日に有効であ

り、かつ、当該署名の日以後改正され

ないか又はその改正がその基本的性格に影

響を及ぼさない程度の軽微な点についての

みのものである場合に限る。

平成七年三月十七日 衆議院会議録第十六号

所 得 に 対 す る 税 關 事 項

五四

(ii) 当該一方の締約国が日本国である場合に

は、証券投資信託法(昭和二十六年法律第

百九十八号)第一條に定義する証券投資信

託、貸付信託法(昭和二十七年法律第百九

十五号)第一條に定義する貸付信託及び所

得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二條

に定義する合同運用信託。ただし、これら

の規定が、条約の署名の日に有効であり、

かつ、当該署名の日以後改正されていない

か又はその改正がその基本的性格に影響を

及ぼさない程度の軽微な点についてのみの

ものである場合に限る。

(iii) その他(i)及び(ii)に規定する投资基金に類

似する投资基金で両締約国が外交上

の公文の交換により合意するもの

(b) 同条の規定に従い、一方の締約国の公認投

資基金の受託者又は運用者により、第十条又

は第十一條の規定に基づいて認められる軽減

された税率その他の特典の請求が行われた場

合には、当該請求を受けた他方の締約国の権

限のある当局は、当該基金に参加している者

が当該一方の締約国の居住者であるかないか

に關する情報を提出するよう当該受託者又は

運用者に要求することができる。

(a) フランスの国内法令がフランスの居住者で

ある法人に対し、連結方式により日本国の居

住者である子会社又は日本国にある恒久的施

設の利得又は損失を含めてその課税所得を決

定することを認めている場合には、条約の規

定は、当該法令の適用を妨げるものではない

い。ただし、フランスの居住者の課税所得に

含められる当該子会社又は恒久的施設の所得

とを證明する当該他方の締約国の権限のある當

について納付された日本国との租税が、フラン

スの国内法令に従って、当該居住者に対して

課されるフランスの租税から控除される場合

に限る。

(b) フランスの国内法令に従い、フランスがフ

ラヌスの居住者の課税所得を決定するに當

たって、日本国居住者である子会社又は日

本国にある恒久的施設の損失を控除し、か

つ、控除される損失の額を限度として当該子

会社又は恒久的施設の利得を含める場合に

は、条約の規定は、当該法令の適用を妨げる

ものではない。

17 (a) 過少資本に関するフランス統一税法第二百

十二条の規定又はこれを修正し若しくはこれ

に代わる類似の規定は、これらの規定の適用

が条約第九条1に定める原則に合致する限り

において、適用することができることが了解

される。

(b) 条約のいかなる規定も、フランスがフラン

ス統一税法第一百九B条の規定又はこれを修

正し若しくはこれに代わる実質的に類似する

規定を適用することを妨げるものではない。

18 フランスの権限のある当局は、フランスによ

る条約の実施に関する手続及び書類を決定する

ことができる。

19 条約の適用上、一方の締約国の権限のある當

局は、他方の締約国の権限のある当局と協議し

て承認を求めるの件に関する報告書

フランス共和国政府のために  
マリアニ日本國政府のために  
松浦晃一郎

局又は適當な當局の発行する證明書を要求する

ことができる事が了解される。

1 2 不動産から取得する所得に対する不動

産所在地国において課税することができるこ

と。

3 事業所得に対するは、企業が相手国内に恒

久的施設を有し、かつ、その恒久的施設に帰

せられる所得についてのみ相手国において課

税されること。

4 船舶又は航空機による国際運輸業からの所

得に対するは、企業の居住地国においてのみ

課税されること。

5 配当に対するは、その配当の源泉地国にお

いても課税することができるが、親子会社間

の配当に対する税率は、配当を支払う法人が

日本国居住者である場合には議決権株式の、

フランスの居住者である場合には発行済株式

の、それそれ少なくとも十五ペーセントを所

有する法人である場合には、五ペーセントを

超えない(特定の親子会社間の場合非課税)も

のとし、その他すべての場合には、十五ペー

セントを超えないこと。

6 利子及び使用料に対するは、源泉地国にお

いても課税することができるが、その税率

は、十ペーセントを超えないこと。

7 不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定

的施設に係る動産の譲渡収益に対するは、当

該不動産等の所在地国において課税すること

ができる。

8 自由職業者、給与所得者、芸能人、学生及

び教授等の人的役務所得に対するは、それぞ

ては所得税、法人税及び住民税、フランスに

おいては所得税、法人税及び法人概算税とす

ること。

れの課税原則に基づいて課税すること。

二重課税の排除方法は、我が国において

は、外国税額控除方式により、フランスにお

いては、事業所得は国外所得免除方式、投資

所得等は外国税額控除方式によること。

10 両国は、この条約に基づく租税の免除又は

税率の軽減が、それを受ける権利を有しない

者によって享受された場合には、相手国が課

する租税を徴収するよう努めること。

なお、本条約は、それぞれの締約国において

憲法上の要件が満たされたことを確認する通告

の交換の日の後三十日以内に効力を生ずること

になっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本

憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ

き、国会の承認を求めるというのである。

## 二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国とフランスとの間の一重課税回避の制度が更に整備され、両国間の経済及び文化の面での交流が一層促進されるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成七年三月十六日

衆議院議長 土井たか子殿  
外務委員長 三原 朝彦

原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件  
右  
国会に提出する。

平成七年三月十日

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 河野 洋平

(iv) 原子力安全文化を十分に醸成することを希望し、

(v) 原子力施設における事故が国境を越えて影響を及ぼすおそれがあることを認識し、

(vi) 核物質の防護に関する条約(千九百七十九年)、原子力事故の早期通報に関する条約(千九百八十六年)及び原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約(一千九百八十六年)に留意し、

(vii) 既存の二国間及び多数国間の制度を通じ並びに各締約国の取組を奨励するこの条約の作成を通じて原子力の安全を向上させるための国際協力をを行うことが重要であることを確認し、

(viii) この条約が原子力施設のための安全に関する詳細な基準ではなく基本的な原則の適用についての約束を含むこと及び国際的に作成された安全に関する指針であって隨時更新され、それゆえに高い水準の安全を達成するための最新の方法を示し得るもののが存在することを認識し、

(ix) 放射性廃棄物管理の安全に関する原則を定めるために進められている作業の結果、国際的に広範な合意が得られた場合には、放射性廃棄物管理の安全に関する国際条約の作成を速やかに開始することが必要であることを確認し、

(x) 核燃料サイクルにおけるその他の部分の安全に関する技術的な作業を一層進めることが有用であること及びその作業が現在又は将来の国際文書の作成を促進し得ることとなることを認識して、

次のとおり協定した。

第一章 目的、定義及び適用範囲

第一条 目的

この条約の目的は、次のとおりとする。

(i) 国内措置及び国際協力(適当な場合には、安全に関する技術協力を含む。)の拡充を通じ、原子力の高い水準の安全を世界的に達成し及び維持すること。

(ii) 原子力施設に起因する電離放射線による有害な影響から個人、社会及び環境を保護するため、原子力施設において、放射線による潜在的な危険に対する効果的な防護を確立し及び維持すること。

(iii) 放射線による影響を伴う事故を防止し及び、事故が発生した場合には、その影響を緩和すること。

## 第二条 定義

この条約の適用上、

(i) 「原子力施設」とは、各締約国について、そ

の管轄の下にある陸上に設置された民生用の原子力発電所(放射性物質の貯蔵、取扱い及び処理のための施設であって、当該原子力発

電所と同一の敷地内にあり、かつ、その運転に直接関係するものを含む。)をいう。原子力

発電所は、すべての核燃料要素が原子炉の炉心から永久に除去され、承認された手続に従って安全に貯蔵され、かつ、廃止措置に関する計画が規制機関によって同意された時に

原子力施設でなくなる。

(ii) 「規制機関」とは、各締約国について、許可を付与し及び原子力施設の立地、設計、建設、試運転、運転又は廃止措置を規制する法

的権限を当該締約国によって与えられた機関をいう。

(iii) 「許可」とは、規制機関が申請者に与える権利であるて、当該申請者が自らの責任で原子力施設の立地、設計、建設、試運転、運転又は廃止措置を実施するためのものをいう。

この条約は、原子力施設の安全について適用する。

## 第二章 義務

### (a) 一般規定

#### 第四条 実施のための措置

締約国は、自国の国内法の枠組みの中での上、行政上その他の措置をとる。

#### 第五条 報告

締約国は、第二十条に規定する会合に先立ち、その会合における検討のために、この条約に基づく義務を履行するために必要な法令を提出する。

#### 第六条 既存の原子力施設

締約国は、この条約が自国について効力を生じた時に既に存在している原子力施設の安全について可能な限り速やかに検討が行われることを確保するため、適切な措置をとる。締約国は、この条約により必要な場合には、原子力施設の安全性を向上させるためにすべての合理的に実行可能な改善のための措置が緊急にとられることを確保するため、適切な措置をとる。当該施設の安全性向上させることができない場合には、その使用を停止するための計画が実行可能な限り速やかに実施されるべきである。使用の停止の時期を決定する

に当たっては、総合的なエネルギー事情、可能な代替エネルギー並びに社会上、環境上及び経済上の影響を考慮に入れることができる。

### (b) 法令

#### 第七条 法令上の枠組み

1 締約国は、原子力施設の安全を規律するため、法令上の枠組みを定め及び維持する。  
2 法令上の枠組みは、次の事項について定める。

#### (i) 國内的な安全に関して適用される要件及び規制

(ii) 原子力施設に対する規制として行われる検査及び評価に関する制度であつて適用される規制及び許可の条件の遵守を確認するためのもの  
(iii) 適用される規制及び許可の条件の実施方法  
(iv) 停止、変更、取消し等)

#### 第八条 規制機関

1 締約国は、前条に定める法令上の枠組みを実施することを任務とする規制機関を設立し又は指定するものとし、当該機関に対し、その任務を遂行するための適當な権限、財源及び人的資源を与える。

2 締約国は、規制機関の任務と原子力の利用又はその促進に関することをつかさどるその他の機関又は組織の任務との間の効果的な分離を確保するため、適當な措置をとる。

### 第九条 許可を受けた者の責任

締約国は、原子力施設の安全のための主要な責

任は関係する許可を受けた者が負うことを確保するものとし、また、許可を受けた者がその責任を果たすことを確保するため適當な措置をとる。

### (c) 安全に関する一般的な考慮

#### 第十条 安全の優先

締約国は、原子力施設に直接関係する活動に從事するすべての組織が原子力の安全に妥当な優先順位を与える方針を確立することを確保するため、適當な措置をとる。

#### 第十一條 財源及び人的資源

1 締約国は、原子力施設の安全の確保を支援するために適當な財源が当該施設の供用期間中利用可能であることを確保するため、適當な措置をとる。

#### 第十二条 人的な要因

締約国は、人間の行動に係る能力及び限界が原子力施設の供用期間中考慮されることを確保するため、適當な措置をとる。

#### 第十三条 品質保証

締約国は、原子力の安全にとって重要なすべての活動のための特定の要件が原子力施設の供用期間中満たされていることについて信頼を得るために品質保証に関する計画が作成され及び実施されることを確保するため、適當な措置をとる。

#### 第十六条 緊急事態のための準備

1 締約国は、原子力施設のための敷地内及び敷地外の緊急事態計画(適当な間隔で試験が行われ、かつ、緊急事態の際に実施される活動を対象とするもの)が準備されることを確保するため、適當な措置をとる。この計画は、新規の原子力施設については、当該施設の運転が規制機関によって同意された低い出力の水準を超える水準で行われる前に、その準備及び試験が行われる。

2 締約国は、自國の住民及び原子力施設の近隣にある國の権限のある當局が、放射線緊急事態の影響を受けるおそれがある限りにおいて、緊

張をとる。  
(i) 原子力施設の建設前、試運転前及び供用期間中、安全に関する包括的かつ体系的な評価が実施されること。その評価は、十分に記録され、その後運転経験及び更新され、並びに規制機関の権限の下で検討を受ける。  
(ii) 原子力施設の物理的状態及び運転が当該施設の設計、適用される国際的な安全に関する要件並びに運転上の制限及び条件に継続的に従っていることを確保するため、解析、監視、試験及び検査による確認が実施されること。  
(iii) 原子力施設の建設前、試運転前及び供用期間中、安全に関する包括的かつ体系的な評価が実施されること。その評価は、十分に記録され、その後運転経験及び更新され、並びに規制機関の権限の下で検討を受ける。

急事態計画を作成し及び緊急事態に対応するための適切な情報の提供を受けることを確保するため、適切な措置をとる。

3 自国の領域内に原子力施設を有しない締約国は、近隣の原子力施設における放射線緊急事態の影響を受けるおそれがある限りにおいて、自國の領域に係る緊急事態計画(緊急事態の際に実施される活動を対象とするもの)を準備し及びその試験を行うため、適切な措置をとる。

#### 第十七条 施設の安全

締約国は、次のことについて適切な手続が定められ及び実施されることを確保するため、適切な措置をとる。

(i) 原子力施設の計画及び建設に用いられた技術が適切なものであることが、経験上明らかであるか又は試験若しくは解析により認められること。

(ii) 原子力施設の設計が、特に人的な要因及び人間と機械との接点(マン・マシン・インターフェース)に配慮しつつ、当該施設の運転の信頼性、安全性及び容易性を考慮したものとなっていること。

#### 第十九条 運転

締約国は、次のことについて適切な手続が定められ及び実施されることを確保するため、適切な措置をとる。

(i) 原子力施設を運転するための最初の許可が、適切な安全解析及び試運転計画であつて建設された当該施設が設計及び安全に関する要件に合致していることを示すものに基づいて与えられること。

(ii) 運転のための安全上の限界を明示するため、必要に応じ、(i)及び(iv)に定めるすべての関連要因が再評価されること。

(iv) 計画されている原子力施設がその近隣にある締約国(の領域に及ぼすおそれのある安全上の影響について、当該締約国が独自に評価すること)を可能とするため、当該締約国がその影響を受けたおそれのある限りにおいて当該締約国との間で協議が行われ及び、要請に応じ、当該締約国に対して必要な情報が提供されること。

#### 第二十条 検討会合

#### 第二章 締約国の会合

#### 第二十二条 手続に関する取決め

#### 第一節 検討会合

#### 第二十三条 特別会合

当な機会を与えること。

#### 第一十一条 日程

(v) 原子力施設の供用期間中、安全に関するすべての分野における必要な工学的及び技術的な支援が利用可能であること。

(vi) 関係する許可を受けた者が安全上重大な事象につき規制機関に対し時宜を失すことなく報告すること。

(vii) 運転経験についての情報を蓄積し及び解析するための計画が作成され、得られた結果及び結論に基づいて行動がとられ、並びに国際的な団体、運転を行う他の組織及び規制機関との間で重要な経験を共有するため既存の制度が利用されること。

(viii) 少なくとも三十箇月以内に、開催されること。

(ix) 締約国は、各検討会合において、次回の検討会合の日を決定する。検討会合の間隔は、三年を超えてはならない。

(x) 締約国は、この条約の効力発生の日の後、できる限り速やかに、

約の効力発生の日の後、できる限り速やかに、

#### 第二十四条 検討会合の開催

#### 第二十五条 報告の提出

#### 第二十六条 報告の検討

#### 第二十七条 報告の提出

#### 第二十八条 報告の検討

#### 第二十九条 報告の提出

#### 第三十条 報告の検討

#### 第三十一条 報告の提出

#### 第三十二条 報告の検討

#### 第三十三条 報告の提出

#### 第三十四条 報告の検討

#### 第三十五条 報告の提出

#### 第三十六条 報告の検討

#### 第三十七条 報告の提出

#### 第三十八条 報告の検討

#### 第三十九条 報告の提出

#### 第四十条 報告の検討

#### 第四十一条 報告の提出

#### 第四十二条 報告の検討

#### 第四十三条 報告の提出

#### 第四十四条 報告の椡討

#### 第四十五条 報告の提出

#### 第四十六条 報告の椡討

#### 第四十七条 報告の提出

#### 第四十八条 報告の椡討

#### 第四十九条 報告の提出

#### 第五十条 報告の椡討

#### 第五十一条 報告の提出

#### 第五十二条 報告の椡討

#### 第五十三条 報告の提出

#### 第五十四条 報告の椡討

#### 第五十五条 報告の提出

#### 第五十六条 報告の椡討

#### 第五十七条 報告の提出

#### 第五十八条 報告の椡討

#### 第五十九条 報告の提出

#### 第六十条 報告の椡討

#### 第六十一条 報告の提出

#### 第六十二条 報告の椡討

#### 第六十三条 報告の提出

#### 第六十四条 報告の椡討

#### 第六十五条 報告の提出

#### 第六十六条 報告の椡討

#### 第六十七条 報告の提出

#### 第六十八条 報告の椡討

#### 第六十九条 報告の提出

#### 第七十条 報告の椡討

#### 第七十一条 報告の提出

#### 第七十二条 報告の椡討

#### 第七十三条 報告の提出

#### 第七十四条 報告の椡討

#### 第七十五条 報告の提出

#### 第七十六条 報告の椡討

#### 第七十七条 報告の提出

#### 第七十八条 報告の椡討

#### 第七十九条 報告の提出

#### 第八十条 報告の椡討

#### 第八十一条 報告の提出

#### 第八十二条 報告の椡討

#### 第八十三条 報告の提出

#### 第八十四条 報告の椡討

#### 第八十五条 報告の提出

#### 第八十六条 報告の椡討

#### 第八十七条 報告の提出

#### 第八十八条 報告の椡討

#### 第八十九条 報告の提出

#### 第九十条 報告の椡討

#### 第九十一条 報告の提出

#### 第九十二条 報告の椡討

#### 第九十三条 報告の提出

#### 第九十四条 報告の椡討

#### 第九十五条 報告の提出

#### 第九十六条 報告の椡討

#### 第九十七条 報告の提出

#### 第九十八条 報告の椡討

#### 第九十九条 報告の提出

#### 第一百条 報告の椡討

#### 第一百一条 報告の提出

#### 第一百二条 報告の椡討

#### 第一百三条 報告の提出

#### 第一百四条 報告の椡討

#### 第一百五条 報告の提出

#### 第一百六条 報告の椡討

#### 第一百七条 報告の提出

#### 第一百八条 報告の椡討

#### 第一百九条 報告の提出

#### 第一百十条 報告の椡討

#### 第一百十一条 報告の提出

#### 第一百十二条 報告の椡討

#### 第一百十三条 報告の提出

#### 第一百十四条 報告の椡討

#### 第一百十五条 報告の提出

#### 第一百十六条 報告の椡討

#### 第一百十七条 報告の提出

#### 第一百十八条 報告の椡討

#### 第一百十九条 報告の提出

#### 第一百二十条 報告の椡討

#### 第一百二十一 報告の提出

#### 第一百二十二 報告の椡討

#### 第一百二十三 報告の提出

#### 第一百二十四 報告の椡討

#### 第一百二十五 報告の提出

#### 第一百二十六 報告の椡討

#### 第一百二十七 報告の提出

#### 第一百二十八 報告の椡討

#### 第一百二十九 報告の提出

#### 第一百三十 報告の椡討

#### 第一百三十一 報告の提出

#### 第一百三十二 報告の椡討

#### 第一百三十三 報告の提出

#### 第一百三十四 報告の椡討

#### 第一百三十五 報告の提出

#### 第一百三十六 報告の椡討

#### 第一百三十七 報告の提出

#### 第一百三十八 報告の椡討

#### 第一百三十九 報告の提出

#### 第一百四十 報告の椡討

#### 第一百四十一 報告の提出

#### 第一百四十二 報告の椡討

#### 第一百四十三 報告の提出

#### 第一百四十四 報告の椡討

#### 第一百四十五 報告の提出

#### 第一百四十六 報告の椡討

#### 第一百四十七 報告の提出

#### 第一百四十八 報告の椡討

#### 第一百四十九 報告の提出

#### 第一百五十 報告の椡討

#### 第一百五十一 報告の提出

#### 第一百五十二 報告の椡討

#### 第一百五十三 報告の提出

#### 第一百五十四 報告の椡討

#### 第一百五十五 報告の提出

#### 第一百五十六 報告の椡討

#### 第一百五十七 報告の提出

#### 第一百五十八 報告の椡討

#### 第一百五十九 報告の提出

#### 第一百六十 報告の椡討

#### 第一百六十一 報告の提出

#### 第一百六十二 報告の椡討

#### 第一百六十三 報告の提出

#### 第一百六十四 報告の椡討

#### 第一百六十五 報告の提出

#### 第一百六十六 報告の椡討

#### 第一百六十七 報告の提出

#### 第一百六十八 報告の椡討

#### 第一百六十九 報告の提出

#### 第一百七十 報告の椡討

#### 第一百七十ー 報告の提出

#### 第一百七十ニ 報告の椡討

#### 第一百七十ーー 報告の提出

#### 第一百七十ニニ 報告の椡討

#### 第一百七十ニニー 報告の提出

#### 第一百七十ニニニ 報告の椡討

#### 第一百七十ニニニー 報告の提出

#### 第一百七十ニニニニ 報告の椡討

#### 第一百七十ニニニニー 報告の提出

#### 第一百七十ニニニニニ 報告の椡討

#### 第一百七十ニニニニニー 報告の提出

#### 第一百七十ニニニニニニ 報告の椡討

#### 第一百七十ニニニニニニー 報告の提出

#### 第一百七十ニニニニニニニ 報告の椡討

#### 第一百七十ニニニニニニニー 報告の提出

#### 第一百七十ニニニニニニニニ 報告の椡討

が同意する場合。この場合において、棄権者は、投票したものとみなす。

(ii) 締約国の書面による要請がある場合であつて、第二十八条に規定する事務局が当該要請を締約国に通報し、かつ、締約国の過半数が当該要請を支持する旨事務局に通知したとき。この場合において、特別会合は、その通知の後六箇月以内に開催される。

#### 第二十四条 出席

1 締約国は、締約国の会合に出席するものとし、その代表団は、一人の代表並びに自國が必要とする認める代表代理、専門家及び顧問によって構成される。

2 締約国は、この条約が規律する事項に関して権限を有する政府機関がオブザーバーとして会合又はその一部に出席することをコンセンサス方式による決定によって招請することができること。オブザーバーは、第二十七条の規定を書面によって、かつ、事前に受諾することを要求される。

#### 第二十五条 概要についての報告

1 締約国の会合の言語は、手続規則に別段の定めがある場合を除くほか、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語とする。

2 第五条の規定に従つて提出される報告は、提出する締約国の国語又は手続規則において合意される單一の指定された言語(以下「指定言語」という。)で作成される。報告を指定言語以外の国語で提出する締約国は、当該報告の指定言語

への翻訳を提供する。

3 2の規定にかかわらず、費用が負担される場合には、事務局は、1に定める会合の言語(指定言語を除く。)で提出された報告を指定言語に翻訳する。

#### 第二十七条 秘密性

1 この条約のいずれの規定も、情報の秘密を保護する国内法に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この条の規定の適用上、「情報」には、特に、(i)個人情報、(ii)知的所有権又は産業上若しくは商業上の秘密であることを理由として保護される情報及び(iii)国家の安全保障又は核物質若しくは原子力施設の防護に関する情報を含む。

2 締約国が、この条約により、情報を提供し、かつ、当該情報が1の規定に従つて保護されるべきである旨を明示する場合には、当該情報は、これが提供された目的のためにのみ利用され、それが提供されたものとし、その秘密性は、尊重される。

3 各会合において締約国が報告の検討を行つている間の議論の内容は、秘密とされる。

#### 第二十八条 事務局

1 国際原子力機関(以下「機関」という。)は、締約国の会合のために事務局としての機能を提供する。

2 事務局の任務は、次のとおりとし、機関は、当該任務の遂行中に要した経費をその通常予算の一部として負担する。

(i) 締約国の会合を招集し、準備及びそのための役務を提供すること。

(ii) この条約により受領し又は取りまとめた情報を受け取ること。

(iii) この条約により受領し又は取りまとめた情報を締約国に送付すること。

4 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放しておく。

2 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

3 この条約は、その効力発生の後、すべての国による加入のために開放しておく。

4 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放しておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

1 締約国は、この条約の改正ができる。改正案は、検討会合又は特別会合において審議される。

2 改正案及び改正の理由は、寄託者に提出されるものとし、寄託者は、この提案を速やかに、少なくとも当該提案が審議のために提出される会合の九十日前に、締約国に通報する。寄託者は、当該提案について受領した意見を締約国に送付する。

3 締約国は、改正案について受領した意見を締約国に送付する。

方により当該改正案の採択に係る決定を行うものとし、コンセンサスに達しない場合には、

該機関の加盟国、当該機関に適用されるこの条約の条項及びこれらの条項が対象とする分野における当該機関の権限の範囲を示す宣言書を送付する。

(iv) 当該機関は、その加盟国が有する投票権のほか、いかなる投票権も有しない。

5 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

#### 第二十九条 意見の相違の解決

この条約の解釈又は適用について二以上の締約国間で意見の相違がある場合には、締約国は、その意見の相違を解決するため、締約国との会合の枠組みの中で協議する。

#### 第三十条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この条約は、一千九百九十四年九月二十日からその効力発生までの期間、ウイーンにある機関本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。

3 この条約は、その効力発生の後、すべての国による加入のために開放しておく。

4 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放しておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

5 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

6 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放しておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

7 この条約は、その効力発生の後、すべての国による加入のために開放しておく。

8 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放しておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

9 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放しておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

10 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放しておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

11 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放しておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

12 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放しておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

13 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放しておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

14 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放しておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

15 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放しておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

16 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放しておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

17 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放しておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

18 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放ておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

19 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放ておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

20 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放ておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

21 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放ておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

22 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放ておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

当該改正案を外交会議に送付するかしないかを決定する。改正案の外交会議への送付に係る決定には、会合に出席しあつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。この場合において、締約国の少なくとも半数が投票の時に出席していなければならず、棄権は、投票したものとみなされる。

4 この条約の改正を審議し及び採択する外交会議は、3の規定に従つて適当な決定が行われた後一年以内に寄託者によって招集される。外交会議は、改正がコンセンサス方式によつて採択されることを確保するためあらゆる努力を払う。そのような採択が可能でない場合には、改正は、すべての締約国三分の二以上の多数による議決で採択される。

5 3及び4の規定に従つて採択されたこの条約の改正は、締約国によつて批准され受諾され、承認され又は確認されなければならない。改正は、少なくとも四分の三の締約国関係文書を寄託者が受領した後九十日目に、当該改正を批准し、受諾し、承認し又は確認した締約国について効力を生ずる。改正は、その後当該改正を批准し、受諾し、承認し又は確認する締約国については、当該締約国が関係文書を寄託した後九十日目の日に効力を生ずる。

### 第三十三条 廃棄

1 締約国は、寄託者に対する書面による通告を行つことにより、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、寄託者が1の通告を受領した日の後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて当該通告において指定されている日に効力を生ずる。

### 第三十四条 寄託者

1 この条約の寄託者は、国際原子力機関事務局

長とする。

2 寄託者は、締約国に対し、次の事項を通報する。

(i) 第三十一条の規定によるこの条約の署名及び

批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託

(ii) 第三十一条の規定によりこの条約が効力を

生ずる日

(iii) 前条の規定により行われるこの条約の廃棄及びその廃棄の日の通告

(iv) 第三十二条の規定により、締約国によつて提出されたこの条約の改正案、関係する外交会議又は締約国会合によつて採択された改正及びその改正が効力を生ずる日

第三十五条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、寄託者に寄託される。寄託者は、その認証謄本を締約国に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けたこの条約に署名した。

千九百九十四年九月二十日にウィーンで作成し

た。

原子力の安全に関する条約の締結について  
承認を求める件に関する報告書

一本件の目的及び要旨

平成三年九月、国際原子力機関(IAEA)の主催により、国際的にその安全が懸念される原子力発電所(特に旧ソ連・東欧諸国)の安全の確保及び向上を目的として原子力安全国際会議が開催され、同会議の宣言において原子力の安全に関する条約を作成すべきことが合意された。翌平成四年一月のIAEA理事会の決議

に基づき本条約作成のための専門家会合が設置され、同年五月から七回にわたつて同会合において議論が行われた結果、本条約は、平成六年六月ウイーンにおける外交会議において採択されたものであり、我が国は、同年九月二十日に署名を行つた。

本条約は、国内措置及び国際協力の拡充を通じ、原子力の高い水準の安全を世界的に達成すること等を目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 条約の適用上の原子力施設とは、陸上に設置された民生用の原子力発電所とすること。

2 締約国は、この条約に基づく義務の履行の場合による検討のために提出すること。

3 締約国は、原子力施設の安全を規律するため、法令上の枠組みを定め及び維持すること。

4 締約国は、法令上の枠組みを実施するため、原子力施設の立地、設計、建設、運転又は廃止措置を規制する等の法的権限を有する規制機関を設立し又は指定すること。

5 締約国は、作業員及び公衆が原子力施設に起因する放射線にさらされる程度が合理的に達成可能な限り低く維持されること等を確保すること。

6 締約国は、原子力施設のための敷地内及び敷地外の緊急事態に備えた計画が準備されることを確保するため、適当な措置をとること。

7 締約国は、自國の住民等が放射線緊急事態により影響を受けるおそれがある限りにおいて適当な情報を提供されること等を確保するため、適当な措置をとること。

8 締約国は、原子力施設の設計及び建設に當

たり、放射性物質の放出に対する信頼し得る多重の段階及び方法による防護が講じられること等を確保するため、適当な措置をとること。

なお、本条約は、二十二の批准書、受諾書又は承認書(原子力施設を有する十七の国の文書を含むことを要する)が国際原子力機関事務局長に寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条规定第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、原子力の安全な開発及び利用における国際協力の強化に積極的に貢献する見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成七年三月十六日

外務委員長 三原 朝彦

衆議院議長 土井たか子殿

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求める件

遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求める件

右

平成七年三月十日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 河野 洋平

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求める件

の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求めるもので、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

### 理由

この条約は、家族的責任を有する労働者ができる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ることなく職業に従事する権利行使することができるようにすること等を目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、家族的責任を有する労働者の職業上の責任と家族的責任との両立に関する政策の分野における国際協力に寄与する見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。

### 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)

国際労働機関の総会は、

八十一年六月三日にその第六十七回国会期として会合し、

「すべての人間は、人種、信条又は性にかかわりなく、自由及び尊厳並びに経済的保護及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ」とことを認めている国際労働機関の目的に関するフライデルフィア宣言に留意し、

千九百七十五年に国際労働機関の総会が採択した女子労働者の機会及び待遇の均等に関する宣言並びに女子労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画に関する決議の規定に留意し、男女労働者の機会及び待遇の均等を確保することを目的とする国際労働機関条約及び国際労働勧告の規定、すなわち、千九百五十一年の同一報酬条約

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求めるの件及び同

及び千九百五十一年の同一報酬勧告、千九百五十年の差別(雇用及び職業)条約及び千九百五十八年の差別(雇用及び職業)勧告並びに千九百七十五年の人的資源開発勧告の規定に留意し、

千九百五十八年の差別(雇用及び職業)条約が家庭的責任に基づく区別を明示的には対象としていないことを想起し、及びこの点に関して補足的な基準が必要であることを考慮し、

千九百六十五年の雇用(家族的責任を有する子女)勧告の規定に留意し、及び同勧告の採択以降に生じた変化を考慮し、

男女の機会及び待遇の均等に関する文書が国際連合及び他の専門機関によつても採択されていることに留意し、特に、千九百七十九年に国際連合で採択された女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約前文の第十四段落において、締約国は「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識」する旨規定されていることを想起し、

家族的責任を有する労働者に関する問題は国際政策において考慮されるべき家庭及び社会に関する一層広範な問題の様々な側面を成すことと認識し、

1 この条約は、被扶養者である子に対し責任を有する男女労働者であつて、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについて、適用する。

2 この条約は、介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族に対し責任を有する男女労働者であつて、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについて、適用する。

3 この条約の適用上、「被扶養者である子」及び「介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族」とは、各國において第九条に規定する方法のいずれかにおいて定められる者をいう。

4 1及び2に規定する労働者は、以下「家族的责任を有する労働者」という。

第五条

(b) 雇用条件及び社会保障において、家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること。

(a) 地域社会の計画において、家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること。

更に、次のことを目的として、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置をとる。

第五条

(b) 保育及び家族に関するサービス及び施設等の地域社会のサービス(公的なものであるか私的なものであるかを問わない。)を発展させること。

又は促進すること。

第六条

この条約は、経済活動のすべての部門について及びすべての種類の労働者について適用する。

第三条

1 男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、各加盟国は、家族的責任を有する者であつて職業に従事しているもの又は職業

に従事することを希望するものが、差別を受けることなく、また、できる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生じることなく職業に従事する権利行使することができるよう

することとする。

2 1の規定の適用上、「差別」とは、千九百五十年の差別(雇用及び職業)条約の第一条及び第五条に規定する雇用及び職業における差別をい

どする。

第三条

各国の権限のある機関及び団体は、男女労働者の機会及び待遇の均等の原則並びに家族的責任を有する労働者の問題に関する公衆の一層深い理解並びに当該問題の解決に資する世論を醸成する情報の提供及び教育を促進するための適切な措置を

とを目的とする措置によって家族的責任を有する労働者の置かれている状況を全般的に改善することの必要





## (国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「(平成二年法律第四十六号)」を「(平成七年法律第二号)」に改める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第四条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のようにより改正する。

第十五条中「福祉施設」を「福祉事業」に改め

る。第十五条中「福祉施設」を「福祉事業」に改め

る。(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第五条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「福祉施設」を「福祉事業」に改め、「第四条の四」の下に「第十四条の二第一項」を加える。

(裁判官の災害補償に関する法律の一部改正)

第六条 裁判官の災害補償に関する法律(昭和三十五年法律第二百号)の一部を次のように改正す

る。

本則中「福祉施設」を「福祉事業」に改める。

## 理由

人事院の国会及び内閣に対する平成七年二月十七日付けの意見の申出にかんがみ、社会経済情勢の動向等に対応して、障害補償年金等を受ける権利を有する者で介護をするものに対して支給する介護補償の制度を創設するとともに、遺族補償年金の額を引き上げる等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 議案の目的及び要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する平成七年一月十七日付けの法改正に関する意見の申出にかんがみ、社会経済情勢の動向等に対応して、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

## 一

## 介護補償制度の創設

(一) 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該年金を支給すべき事由となった障害であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている場合においては、その期間(病院等に入院している期間又は身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として人事院が定めるものに入所している期間を除く)、介護補償を支給すること。

(二) 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その月額は、介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して人事院規則で定める額とすること。

(三) 介護補償年金を受けることができる子等の年齢要件の緩和  
又は兄弟姉妹の要件を、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者とすること。

(四) 遺族補償年金の額の改善  
遺族補償年金を受けることができる子、孫又は兄弟姉妹の要件を、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者とすること。

## 三 遺族補償年金の額の改善

遺族補償年金を受ける権利を有する遺族等が四人以上の場合における年金の額を、平均給与額に二百四十五(現行一百三十)を乗じて得た額に引き上げるとともに、一人、三人についても引き上げること。

## 4 年金たる補償の支払期月の改善

年金たる補償について、年六回(現行年四回)支払うものとし、その支給月は、二月、四月、六月、八月、十月及び十二月とすること。

## 5 福祉施設の名称変更等

(一) 福祉施設を福祉事業に名称変更すること。  
(二) 福祉事業として被災職員が受ける介護の援護を明示すること。

## 6 罰則の罰金額の適正化

罰則の罰金額の上限を二十万円(現行三万円)に引き上げること。

## 7 施行期日等

この法律は、平成八年四月一日から施行すること。ただし、3及び6は平成七年八月一日から、5は平成七年十月一日から、4は平成八年八月一日から施行すること。

なお、この法律の施行に際し必要な経過措置を定めるとともに、その他関係法律について所要の改正を行うこと。

## 二 議案の可決理由

本案は、人事院の意見の申出の趣旨にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

## 三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約五千三百万円の見込みである。

## 右報告する。

平成七年二月十七日

衆議院議長 土井たか子殿 田中 恒利

## 衆議院会議録第十一号(中止誤

ペレ段行誤  
二四末すること、  
六二四対制  
三四五いたします。。いたします。

官 報 (号 外)

第明治三十五年三月三十日  
種類便物證可

平成七年二月十七日 衆議院会議録第十六号

(第十号の発送は都合により後日となるため、第十六号を先に発送しました。)

発行所	虎ノ門一〇五
大蔵省印刷局	東京都港区丁目一番四号
電話	03(3587)4294
定額	本号一部一〇円
(配税送別料を含む)	